

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

厚生常任委員会会議 録			
日 時	平成 19 年 7 月 2 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 4 8 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	所 管 事 項 の 調 査		
出席委員	北野委員長、吹田副委員長、千葉・中島・井川・斎藤(博)・ 成田(晃) 各委員		
説明員	市民・福祉・環境各部長、総務部参事、保健所長、 小樽病院事務局長                   ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

過日開催されました当委員会におきまして、委員長に就任させていただきました北野でございます。もとより微力でございますが、市民福祉の向上のために、審議を十分促進していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、副委員長には吹田委員が選出されておりますので、報告いたします。

人事異動後、初の委員会でありますので、各部局ごとに理事者の紹介をお願い申し上げます。

(理事者紹介)

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、井川委員、斎藤博行委員を御指名いたします。

所管事項の調査を議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「総合サービスセンター窓口開設時間延長の再試行について」

(市民) 総合サービスセンター 所長

総合サービスセンターで実施いたしました窓口開設時間延長の再試行の状況について報告いたします。

窓口開設時間延長の試行は、1 回目の昨年は 8 月から 10 月に実施いたしました。本年は住民異動の繁忙期の状況を把握するため、3 月から 5 月まで昨年と同様に 3 か月間、日時についても毎週木曜日の午後 7 時まで通常の窓口業務の延長を行ったところであります。

実施結果を昨年と比較しますと、開設日は昨年と同じく 13 日間、来庁者総数は昨年の 100 人に対しまして、本年は 148 人と 48 パーセントの増加となっております。また、証明交付、各種届出等の件数は昨年の 181 件に対しまして、本年は 250 件と 39 パーセントの増となっております。

委員長

「繁忙期における戸籍住民課窓口等の土・日臨時開庁の再試行について」

(市民) 戸籍住民課 課長

平成 19 年第 1 回定例会の厚生常任委員会において報告いたしました繁忙期における戸籍住民課窓口等の土・日臨時開庁の再試行の実績について報告いたします。

本年の臨時開庁は、3 月 31 日の土曜日、4 月 1 日の日曜日の午前 9 時から午後 1 時まで、戸籍住民課の窓口を開庁し、住民異動届の受理のほか、住民票、印鑑証明、戸籍謄抄本等の交付事務、戸籍届の受理を行ったものであります。また、ワンストップ行政サービスの観点から関係部と連携し、転入学手続や児童手当、福祉医療関係、国民健康保険、国民年金など、住民異動に関連する諸手続についても、受付を行ったものです。

2 日間の実績についてであります。戸籍住民関係で 212 件、ワンストップ関係で 43 件、計 255 件でした。ちなみに昨年の実績は 4 月 1 日の土曜日、2 日の日曜日の 2 日間で戸籍住民関係で 253 件、ワンストップ行政関係で 72 件、計 325 件でした。

これらの実績結果から、昨年と本年との処理件数において、戸籍住民関係で 41 件、ワンストップ行政関係で 29 件、計 70 件、おおむね 21 パーセントの減少となっております。

委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

(福祉) 渡邊主幹

平成19年第1回定例会以降の北海道後期高齢者医療広域連合について報告いたします。  
資料をごらんください。

まず、1の広域連合議会議員選挙の立候補者の状況についてであります。

5月2日に告示され、5月25日から31日までの候補者推薦届出の受付期間が終了いたしました。この結果、市長、町村長及び市議会議員の区分につきましては、候補者の数が定数の8名を超えなかったため、無投票となり、町村議会議員の区分につきましては、候補者の数が9名となり、定数の8名を超えたことから、広域連合規約第8条の規定により、各町村議会において、投票による選挙が実施されることとなります。選挙期日につきましては、各町村の6月議会において、それぞれの会期内において任意に定める日に投票が行われることとなっております。また、町村議会議員の開票結果を待って、速やかに選挙会を開催し、すべての区分の当選人を定めることとされております。なお、(2)に市長と市議会議員の候補者名簿を載せておりますが、本市からは市長区分で山田市長が北海道市長会の団体推薦を、また市議会議員区分では大竹秀文議員が北海道市議会議長会の団体推薦を受けております。

次に2ページ目、2の広域連合長による議決事項の専決処分についてであります。いずれも4月までに制定する必要がある条例規則について専決処分を行ったものであります。

まず、条例の(1)は、主に広域連合の職員に係る定数、分限、懲戒等に関する条例であります。また、(2)は広域連合の情報公開、個人情報保護等に関する条例であります。次に、規則の(1)は会計管理者及びその補助組織や広域連合長の職務代理者を定める規則等であります。また、(2)は広域連合の議会の議員選挙や情報公開条例等に関する規則となっております。

次に、予算についてであります。平成19年4月から7月までの平成19年度一般会計暫定予算であります。歳入が分担金及び負担金等で計7億9,306万9,000円、歳出が議会費、総務費等で計12億3,097万1,000円となっております。なお、歳入の市町村負担金につきましては、4分割の支払となっており、暫定予算期間の7月までは、このうちの2回分だけが歳入として計上されております。

最後の3ページ目です。3の平成18年度北海道後期高齢者医療広域連合の設立準備委員会の決算報告であります。準備委員会の予算は、3月1日に北海道後期高齢者医療広域連合が発足する前までの分ということで、2月末までの数字となっております。歳入の決算額は分担金及び負担金等で計7,124万1,000円、歳出の決算額は議会費、総務費等で計5,152万5,000円となっており、執行残額の1,974万8,000円につきましては、3月1日発足の平成18年度北海道後期高齢者医療広域連合予算へ引継ぎとなっております。

次に、(2)の設立準備委員会の事業報告書であります。設立準備委員会や幹事会、市町村説明会の開催、その他の事業となっております。

最後に、(3)監査報告であります。会計処理並びに経費の支出について適正に処理されていると認めると報告されております。

委員長

「不正行為による処分を受けた介護事業者について」

(福祉) 金子(康)主幹

不正行為による処分を受けた介護事業者について報告いたします。

お手元の資料をごらんください。

本年6月6日、介護事業最大手「コムスン」が、厚生労働省より、平成23年12月7日まで、全国の事業所の新規指定と更新を認めないとの処分を受け、一方、本市においては、5月31日訪問介護事業所「みかん」と居宅介護支援事業所「みかん」が北海道から6月15日付けをもって指定を取り消すとの処分を受けています。相次いで発生した介護事業者の不正行為の概要と小樽市の対応について報告いたします。

初めに、「コムスン」についてです。

「コムスン」は全国的に実施された監査などにおいて、6月5日現在、5都県8事業所において雇用実態のない訪問介護員を職員数に含めて申請するなど、不正な手段による指定申請を行っていたことが確認されました。これらの行為は、指定取消処分に相当しますが、取消処分を受けると、同じ役員又は処分を受けた事業所の管理者などであった者の名義では、その後5年間、事業所の新規指定を受けられなくなるため、処分直前に本社の関与の下、事業所の廃止届を提出し、処分を免れており、厚生労働省はこうした行為が悪質な処分逃れに当たると判断したと発表されています。北海道においては、指定取消処分に相当する違反はなかったと聞いていますが、連座制のため、全国の事業所を処分対象としたものであります。

最近の新聞報道によりますと、その後、全国的には新たに14県で不正が判明したと報じられていますが、この不正の原因は「コムスン」の企業体質にあると見られています。

この処分により影響を受ける事業所数は、全国2,081事業所のうち、1,655事業所と発表されていますが、「コムスン」は事業の一括譲渡を目指しているところから、影響を受けるのはすべての事業所の利用者約6万人と従業員約2万4,000人に及ぶものと思われれます。

本市における「コムスン」の事業所は、訪問介護事業と居宅介護支援事業を行う事業所が1か所、訪問介護事業のみを行う事業所が1か所、認知症対応型共同生活介護を行うグループホームが1か所の計3か所ですが、5月末現在の利用者は、訪問介護175人、居宅介護支援89人、グループホーム17人となっております。また、従業員は3か所合計で57人となっております。

今回の「コムスン」の不正行為に伴う処分は、利用者に多くの不安を与えました。市では介護保険課で相談を受けることとし、また3か所の地域包括支援センターや社会福祉協議会の高齢者相談センター、2か所の在宅介護支援センターに情報を提供し、市民からの相談に対応できるよう配慮しました。市民からは、現在まで8件の相談や意見が寄せられております。

サービス利用者、従業員への影響についてはまだ流動的ですが、「コムスン」が事業の一括譲渡を目指しており、国の指導の下、7月末までに利用者を円滑に他の事業者へ移行するための計画を作成する予定であると聞いています。この計画の中で一定の方向が出されるものと思いますが、6月13日には保険者として「コムスン」札幌支社長に来庁を要請し、利用者へのサービス提供の継続に支障を生じさせないよう、また従業員の雇用についても不安を与えないよう、「コムスン」が責任を持って対応していくことなどを指導いたしました。なお、その際、「コムスン」は既に文書をもって事業所管理者が利用者宅を訪問し、「直ちにサービスが中断されることはありません」などの説明をしていると報告がありました。市としては今後とも利用者へのサービス提供の継続を基本に、状況の変化に迅速に対応していく所存です。

次に、6月15日をもって北海道から指定取消処分を受けた「みかん」についてですが、処分理由は虚偽のケアプランとサービス提供の記録を作成し、居宅介護サービス費を請求したことによるものです。この原因は直接には介護支援専門員の倫理観の欠如によるものですが、事業所内の日ごろのチェック機能の不備も原因の一つと考えられます。取消しの翌日からは、有限会社「真心の会」が引き続き介護事業を開始し、利用者88人のうち、入院中などの4人を除き、67人を引継ぎ、17人は他の事業所を選択したと「みかん」からの報告を受けております。なお、今回処分の対象とならなかった訪問看護事業所「みかん」は6月30日付けで廃止となり、7月1日からは「真心の会」が事業を行うと聞いております。従業員については、退職した介護支援専門員1人、訪問介護員1人を除く他の職員全員を「真心の会」がこれまでと同じ条件で採用したと聞いております。なお、不正請求による返還対象額は10万2,744円と北海道から発表されていますが、これは今回の処分の根拠となった返還対象額のみでありまして、現在、市は「みかん」が介護事業を開始した平成12年12月からの不正の有無を調査し、返還対象額全額を算定する作業を行っております。

最後に、これらの不正行為を防止する対策についてですが、これまでの「みかん」の書類の検査から、「身体介護・家事援助の範囲」、「介護保険外の制度の利用」、「介護サービス記録の整理方法」など、介護事業所運営の基礎を各事業所が改めて見直す必要性を感じております。訪問介護事業所などに対する行政指導は、後志支庁が主体となって行うこととなりますが、市としても訪問介護事業所などに対する各種の研修会を通じて、これらの情報を提供するとともに、各事業所への訪問を通じて、介護支援専門員などが気楽に相談できるよう、話合いの機会をできるだけ多く持ちながら、指導していきたいと考えてございます。

委員長

「休日保育事業の実施について」

(福祉)子育て支援課長

本年 8 月から休日保育事業を実施することとなりましたので、お知らせいたします。

本日、休日保育事業につきましては、日曜日及び休日の保護者の就労等により、児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要への対応を図るため、国の保育対策等促進事業に沿って、市内中央部の認可保育所 1 か所に委託して実施いたします。委託先につきましては、社会福祉法人小樽四ツ葉学園で、実施保育所は堺町にあります中央保育所となります。事業内容につきましては、利用定員は 20 名とし、利用対象児童は市内在住の認可保育所に在籍する児童で、4 月 1 日現在 1 歳以上の児童といたします。実施は 12 月 31 日から 1 月 5 日を除く日曜日及び祝日とし、開所時間は午前 7 時 45 分から午後 6 時までといたします。実施内容につきましては、保育については混合保育とし、給食は 3 歳未満児は完全給食とし、3 歳以上児は副食のみを提供いたします。ただし、障害児保育の実施児童に対する保育や疾病等による薬の服用、給食でのアレルギー対応など個別の対応はいたしません。また、利用料金につきましては、児童 1 人当たり 1 回の利用につき 1,500 円とし、生活保護受給世帯又は市民税非課税世帯の場合は無料といたします。

利用申込みにつきましては、事前予約制とし、利用したい月の初日のおおむね 1 週間前までに利用申込みの提出をしていただくことといたします。8 月の事業開始に向け、今月から各認可保育所を通じて周知してまいりたいと思います。

委員長

「家庭ごみ減量化・有料化の平成 18 年度実績について」

(環境)藤井主幹

平成 17 年 4 月の実施から 2 年を経過いたしました家庭ごみ減量化・有料化の 18 年度の主な実績についてお配りしました資料 1 に基づき、報告いたします。

まず、資料の 1、「家庭ごみの収集量」について説明いたします。

平成 18 年度の収集量は燃やすごみが 1 万 9,706 トンで、17 年度に比べ 1.6 パーセントの減少となる一方、燃やさないごみは 3,095 トンで 11.2 パーセントの増となり、合計では 2 万 2,801 トン、0.1 パーセントの減少と、17 年度と同程度の収集量となりました。また、ごみステーションに排出できない机、ソファなど、いわゆる粗大ごみの収集量につきましては、18 年度が 3,519 トンで、17 年度に比べ 7.7 パーセント増加いたしました。家庭ごみの総量では、平成 18 年度は 17 年度に比べ 0.9 パーセントの微増となりますが、17 年度とほぼ同程度の収集実績であり、有料化を実施直後、ごみは減量しても年数が経過するにつれてごみ量が増えてくる、いわゆるリバウンド現象というのは今のところは見られません。

次に、2、「資源物の収集量」についてであります。18 年度実績は缶等が 1,553 トン、紙類が 4,142 トン、プラ類が 2,024 トンで合計 7,719 トンとなり、17 年度実績と比べ 0.6 パーセントの減少と 17 年度と同程度で推移しております。

次に、3、「指定ごみ袋等交付枚数等」について説明いたします。18 年度の指定ごみ袋の交付枚数は燃やすごみ

が543万7,687枚で、燃やさないごみが119万4,879枚、合計663万2,566枚となり、17年度に比べ119万8,818枚の減少でした。処理券についても、燃やすごみ、燃やさないごみを合わせまして、18年度は5万5,699枚と17年度に比べ1万1,723枚の減少となりました。家庭ごみの収集量が17年度と変わらない中で、指定ごみ袋の枚数が減っている理由といたしましては、17年度1年間で各家庭で排出されるごみ量に見合ったごみ袋のサイズがわかり、18年度にはごみ量に応じたサイズの袋を選ぶようになったことなどによるものではないかと推測しております。また、指定ごみ袋及びごみ処理券の交付に伴うごみ処理手数料収入におきましては、18年度が2億4,144万7,350円と17年度に比べ3,727万4,680円の減収となりました。

続きまして、4、「指定ごみ袋無料配布人数等（減免）」についてであります。平成18年度実績については、17年度実績と比べ特徴的なことに絞り説明いたします。対象区分の2歳未満の乳幼児についてであります。18年度の配布人数は941人と17年度に比べ大幅に減少しておりますが、この理由は17年は減免制度の創設に伴う経過措置により、ごみ袋の配布時に2歳未満の乳幼児がいる全世帯に配布したため、一時的に配布世帯が増えたためであり、17年度の比較の上では大幅な減少となっております。減免制度の縮小によるものではありません。逆に、高齢者等家族介護用品助成事業受給者世帯につきましては、18年度は253人と17年度の52人から大幅に増加しておりますが、この理由は減免の対象としている福祉部の高齢者等家族介護用品助成制度が平成18年4月から変わり、助成の受給対象条件の一つである所得制度が撤廃となったことにより、助成の該当者が増えたためと考えております。ストマ等補装具給付者世帯につきましては、18年度が333人で17年度とほぼ同じであり、特徴的なことはございません。この減免制度による配布人数は全体で1,527人、配布枚数は22万6,275枚となり、減免相当額では1,002万5,000円となり、17年度に比べ332万2,200円の減収となっております。

次に、5、「市民サービス関係」についてであります。平成18年度実績は資料のとおりでございますので、主な事項について説明いたします。

の「ごみステーション用ごみ箱・ネット購入費助成」の件数は、ごみ箱が13基、ごみネットが138か所で、資源回収ボックスの設置につきましては、1町会にボックス設置の助成をいたしました。

の「電動式生ごみ処理機購入費の助成」は、47件行いました。

の「地域環境美化協力員」につきましては112団体、950人が町会長から選任されましたが、当初目的はおおむね達成されたものと考え、この制度は本年3月末で廃止しているところであります。

の「ふれあい収集」につきましては、257件と17年度に比べ62件増えております。

の「冬期間収集困難地区の対応強化」につきましては、59か所と昨年度の53か所から6か所増となりました。

委員長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

(環境)管理課長

平成19年3月8日の厚生常任委員会以降における北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について報告いたします。

初めに、任期満了に伴う広域連合長の選挙が、広域連合規約第12条第1項に基づき5月1日に行われ、山田勝磨小樽市長が再選されました。

次に、広域連合議会第1回臨時会が6月13日に開催され、事務管理者及び職員懲戒審査委員会委員の2件の選任同意議案と職員給与条例の一部を改正する条例など2件の専決処分報告があり、いずれも可決・承認されております。

次に、広域連合事務局長の報告事項であります。ごみ処理施設整備事業及び施設運転状況について報告がされております。

初めに、ごみ処理施設整備事業についてですが、ごみ焼却施設が23項目、リサイクルプラザが7項目による引渡

性能試験が行われ、すべての項目が性能を満足していましたので、3月30日に施設の引渡しを受けております。

次に、平成19年4月のごみ処理施設の運転状況ですが、広域連合議会でも配布されました資料2の表面にありますとおり、ごみ焼却施設については、ごみ搬入量が3,687トン、焼却量は試運転時の3月分搬入残を含め、3,852トンとなっており、焼却炉2炉で延べ48日運転しておりますので、1炉1日当たりの焼却量は80トンとなっております。灰溶融炉は13日間運転し、約102トンの灰を溶融したことによるスラグの発生量は52トンとなり、焼却溶融不適物、灰処理物などは252トンとなっております。なお、ごみ焼却施設の環境監視項目については、排ガス、生活排水の全項目とも規定値をクリアしております。

次に、リサイクルプラザについては、資料の裏面にありますとおり、全体で908トン搬入され、このうち不燃ごみ、粗大ごみの合計が538トンでしたが、この処理は埋立処分された破碎残さ及び破碎不適物が272トン、焼却処理されたのが46トン、資源化された破碎鉄及びアルミが24トンであり、4月末の不燃ごみ、粗大ごみ未処理貯留物は197トンでした。また、資源物の搬入量は369トンで、選別・圧縮・こん包し搬出した量が280トン、異物及び残さが77トン、圧縮・こん包後未搬出の資源物が12トンでした。

委員長

「第5期小樽市分別収集計画について」

(環境)廃棄物対策課長

第5期小樽市分別収集計画について報告いたします。

お手元の配布資料3をごらんいただきたいと思います。

本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、いわゆる容器包装リサイクル法に5年を1期とする区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を、3年ごとに定めなければならないとあることから、これまで本市におきましては、平成9年度の第1期に始まり、平成18年度からの第4期までを定めておりますが、このたび省令の一部改正により、第5期計画期間を平成20年4月から平成25年3月までとして分別収集計画を定めたものであります。

計画全体としましては、最初に計画策定の意義、基本的方向、計画期間を定めているほか、収集対象品目、排出量の見込み、排出抑制の方策、分別の区分、収集方法、保管方法などについて述べてございます。

それでは、資料に基づきまして、主な計画内容について説明いたします。

2ページ目でありますが、4番の分別収集の対象品目ですが、容器包装に該当する11品目を今後も継続して収集することとしております。このほかに、容器包装とはならない蛍光管・電球、乾電池、スプレー缶、新聞、雑誌・書籍につきましても、これまでどおり資源物として収集してまいります。

次に、5番の資源物排出量の見込みについてであります。ここで言う排出量とは、全体のごみ量に含まれます容器包装の潜在量を指しております。20年度を5,981トンといたしまして、24年度まではトレンド法により推計した各年度を人口比率により算出してございます。

次に、6番の排出抑制の方策ですが、リターナブル容器の利用、買い物袋持参運動の推進、エコショップの認定などを掲げてございます。

次に、8番目でございますが、資源物である容器包装ごとの収集量と指定法人であります財団法人日本容器包装リサイクル協会への引渡数量及び独自処理量の計画を年度ごとに載せてございます。

ガラス製容器、紙製容器包装、プラスチック製容器包装については、全量指定法人ルートとしてございますが、ペットボトルについては各年度、年間120トン指定法人ルートに引き渡すこととして、残りを独自処理することとしてございます。なお、資源物の中間処理についてですが、本年4月から北しりべし広域クリーンセンターが供用開始となりましたことから、紙類の一部を除いた容器包装資源物の選別・圧縮・保管等の処理を同施設で行うこととしてございます。

最後に、このたび法改正がありまして、分別収集計画を策定した場合は、遅滞なく都道府県知事に提出するとともに、公表しなければならないこととなりましたので、6月5日に本計画を告示するとともに、市のホームページにも掲載をいたしたところでございます。あわせて本日の厚生常任委員会においても報告をさせていただいたところであります。

委員長

「第2次小樽市温暖化対策実行計画の進ちょく状況について」

(環境)環境課長

平成18年度の第2次小樽市温暖化対策実行計画の進ちょく状況について報告申し上げます。

お手元の資料4を御参照ください。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成13年6月に策定し、5年の計画期間が満了しましたが、国の定めた京都議定書目標達成計画においては、温室効果ガスの削減目標達成に向けて、平成22年度までを目安として目標が設定されていることから、本市としましても、平成18年11月に第2次実行計画を策定したものです。第2次の実行計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間となっています。また、第2次における削減目標は、各年度において基準年度である平成2年度の排出量から6パーセント以上削減することとしておりますが、平成18年度の温室効果ガス総排出量の目標達成状況については、11.5パーセントの削減となりました。これは平成17年度と比較しても6.3パーセントの減となっております。減少となった最大の要因は、本市においては3月にまとまった雪が降ったものの、降雪量、積雪深ともに平年より少なく、平均気温も平年比で1度高く、平成18年度の冬が暖冬で推移したことから、ロードヒーティングや暖房などの冬期エネルギーの消費による排出量が大きく減ったためと考えられます。また、冬期排出以外のその他の項目についてですが、昨年比削減率6.3パーセントのうち、1.4パーセントとなりますが、これは日常業務や施設管理などによる職員の取組による成果と考えています。今後も各年度の温室効果ガス削減量目標達成のため、職員一人一人による温暖化防止に向けた環境配慮行動の徹底を図る必要があると考えております。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

-----  
中島委員

国民健康保険の資格証について

最初に、資格証のことについて質問いたします。

今回は資料要求をしまして、平成13年度から18年度までの短期証と資格証の発行状況を経年的に出しております。小樽市の国民健康保険加入者の方々は、18年度の9月で大体3万3,000人とされていますが、この9月時点の結果を見れば、資格証が460件、短期証というのは3か月、それから6か月使える保険証のことですが、これを合わせて942件。そういうことになれば、国保加入世帯の1割以上が資格証で保険証を持たないという実態です。期間限定である短期保険証の利用者が3割強ということで、合わせて4割強の市民が正規の国民健康保険証を持っていない。もっとはっきり言えば、国民健康保険料を毎月きちんと納めきれない方が、4割強いるという実態です。

最初に、一番心配なことは、このことで必要な医療が受けられない、そういう状況になっていないかという問題です。全国保険医団体連合会の調査では、資格証の交付世帯の受診率が、一般の国保証の交付世帯より四、五パーセントにとどまるという結果も出ております。受診が遅れて死亡した人がいるという民間の医療団体の調査もあります。小樽で受診抑制になっていないのかどうかということについて、まずお答えください。

(市民)主幹

資格証等の交付が、診療抑制になっているのではないかと御質問でございますが、私が調べましたところ、平成17年度、18年度という、この2か年度なのですが、お手元の資料どおり17年度、資格証は462件出しておりますが、そこでいわゆる資格証ということで受けますと、窓口で全額支払うことになりませんが、その方のデータが北海道国民健康保険団体連合会より来ます。特別療養費という言い方をしておりますが、17年度につきましては、462件のうち、そういう診療を受けた方が34名という数字でございます。また18年度につきましては、お手元の資料のとおり、資格証は460件出しており、同じように資格証で診療を受けた方が39名ということで、国保連合会の数字で来ておりますので、2か年度の数字を見ても、若干増えているということで、極端な診療抑制とは結びつかないのではないかとこのように考えております。

中島委員

一般の国民健康保険証を持って生活している方々の受診状況と合わせてみれば、どうかということが問題ですが、そういう資料があるかどうかわかりませんが、462件のうち34人あるいは39人というのが、病気になってきちんとかかれた人かどうかということを確認しているわけではないのですね。

(市民)主幹

あくまで診療所、病院等で診療を受けた、受診されたという方の実数であります。

中島委員

資格証とか短期証を発行したそもそもの目的は何ですか。

(市民)主幹

これにつきましては、平成12年4月に新しいこういう制度といいますか、法改正ができております。それで、趣旨といたしましては、国民健康保険制度というものが国、都道府県の負担、さらには加入者の皆様方の相互扶助ということでの国保料ということで、支えられているわけでありまして、この保険事業の健全な運営を守るという見地から、また加入者間の負担の公平を図るということで、収納が滞っている方と積極的に面接する機会を増やすということも含めまして、一つの収納手段とは言いきれませんが、国の方でこういうような制度を設けたというふうに考えております。

中島委員

収納対策の一環として取り組まれたというのであれば、この資格証や短期証を発行して、実際に滞納者が減っているのかどうか、このことについてお答えください。

(市民)主幹

どうなのかということで、平成12年度から始まりまして、13年度から、18年度は見込みということですが、答弁いたします。

現年分と滞納分という両方でいきますと、13年度の収納率は、現年分が91.69パーセント、滞納繰越分が7.59パーセント、14年度は現年分が91.40パーセント、滞納繰越分が6.43パーセント、15年度は現年分が92.08パーセント、滞納繰越分が7.17パーセント、16年度は現年分が93.30パーセント、滞納繰越分が9.04パーセント、17年度は現年分が94.11パーセント、滞納繰越分が10.79パーセント、18年度については今調整中なのですが、現年分は93パーセント台になるのではないかと。また、滞納繰越分につきましても、これもまた精査している最中なのですが、12パーセント程度ではないかという見込みです。

中島委員

収納率が上がっているのはわかりますが、滞納繰越分の率も上がっていますが、これはどういうことですか。

(市民)主幹

率直に申し上げますと、現年分が取れるということですので、その滞納繰越をしていくのが減るといって、

必然的に一緒に収納率が上がってくるといいたいでしょうか、連動しているというふうにお考えいただければと思います。

中島委員

それでは、小樽市ではこの資格証と短期証を発行したことによって、国民健康保険料の滞納者も減っているし、収納率も上がっているし、大変効果的な制度だったというふうにご考えているのですか。

(市民)主幹

効果的な制度かという話になりますと、資格証というのは、正直なところ、最後のぎりぎりの手段であるという側面もございますので、これが即手放しで喜べません。基本的には、国保に加入されている市民の皆様の御理解ということ、それに皆様方が努力して収納に御協力いただいているということが基本でありまして、この手段そのものが主体的に効果があるということはどうかなと思っています。

中島委員

国保資格証の交付基準というのが書いてありますけれども、実際に小樽市で資格証と短期証を発行していくときに、機械的にやってはいけない。厚生労働省の方でも資格証の発行については、医療にかかる機会を制限する中身になるわけですから、機械的にはやってはならない。しかし、本当に保険料が払えるのに払わない。悪質滞納者という言い方がありましたけれども、そういうことを十分調査して発行するべきだというふうに言っていましたけれども、実際に小樽市のこの資格証の発行基準というのは、こういう方には出していないなどという経過、何かそういうものがありますか。

(市民)主幹

ただいま御指摘がありましたように、一律機械的ではございませんで、お手元の資料で、平成18年9月で460件出しておりますが、そのほかにそういう対象なのだけでも、資格証等を出していない方といいますのは、3か月証、6か月証を入れますと、例えば乳幼児医療の方とか、老人保健の方など約570世帯、人数にして870人ほどの数がありまして、今、委員がおっしゃったような形で運営されております。

中島委員

私は必要な医療がきちんと受けられているかどうかということは、すごく重要な問題だと思うのですが、そういうことがきちんと確認できないままにするというのはまずいと思うのです。

それで、この資格証の問題では、長野県の松本市で、人口22万8,000人の都市です。母子家庭や乳幼児がいる世帯に対しては、この資格証の発行はしないということを確認しているのです。また、短期証の発行についても、国の定める法定減免対象者、この方々には出さない。普通の国民健康保険証を出すということを取り決めて、平成18年度から実施しているといいます。とりわけ、資格証のことで言えば、9月から次の年の9月までに出した資格証が1年間たったなら、翌年も続けて資格証を出すということはしないで、いったん1年後に短期証を交付するというのです。そのことで、資格証を発行して1年間いた方々に、もう一度接触する機会を設けて、話し合いをしたり、納入計画を立てるといった接触の機会にしているのです。実際、松本市に聞いてみたら、そういう制度を始めて1年目だけでも、そういう形で接触を図れる市民がいる、そういうことが増えてきているというお話でした。こういうような形で、国民健康保険料を払わないままに放置していく。放置していないかもしれませんが、実際400世帯ぐらいずっと続いているわけですから、これを解消する方法としても、検討する余地があるのではないかと私は思うのです。松本市はこれで資格証、短期証の発行が1,000件減少したというのです。そういう点では、乳幼児、母子家庭、そして資格証を発行した1年後の対策などについて検討してみたいかと思うのですが、どうでしょうか。

(市民)主幹

今の長野県松本市の事例を拝見しましたけれども、確かにいろいろ苦労されていると思います。基本的にはやは

り滞納といいますが、支払が滞っている方と我々収納担当者との接触の機会を増やすということで、収納率だけではなくて、全体のいろいろな広い意味での御相談の機会にもつながるわけなので、やり方というのはいろいろあると思うのですけれども、とにかくほったらかしにしないということで、収納の機会を増やすというやり方をさらに進めていきたいと思っております。

中島委員

国民健康保険料の徴収問題について

次に、国民健康保険料の徴収問題についてお聞きします。

今、国保料の徴収は、どういう形で行われていますか。

とりわけ、直接市民のところに行って、徴収する方が何人いて、全体の件数のうちのどのくらい担当しているか、お答えください。

(市民)主幹

一般的な国民健康保険料ですと、方法としては銀行の口座振替とか、あるいは市役所、郵便局、金融機関の窓口で皆さんが支払うことがやはり基本でございますけれども、特別徴収員ということで、嘱託員でございますが、現在全体で14名おります。これで小樽市内全域をカバーしております。それで、国保料だけに限定いたしますと、概算というか、1年単位のは18年度決算はまだやっていますので、ちょっとお許し願いますが、約3億9,600万円集めております。ですから、これを14名で割ります。そうすると、大体1人年間2,800万円何がし。それで12か月で割ると230万円ぐらい。このように集めているというのが実態でございます。

中島委員

実際にこの徴収員の方が集めている市民の方からあった相談の中身が問題です。実際には、60代の男性で妻と子供3人、5人家族で、国保料は月額4万円。仕事が歩合制のために、仕事がとれたときはよかったのですけれども、だんだん仕事がとれなくなって、不安定になってきて、結局保険料が払いきれず、毎月5,000円程度払った。ところが、徴収員の方がこれくらいのお金では困る。こうおっしゃったので、1万円にした。1万円にして何回か払っていたけれども、やはり1万円でも4万円に対する1万円ですから少ない、そうやって徴収員が来なくなった。そのまま放置して、1年たったら資格証が市役所から届いた。本人はよくわからなかったらしくて、普通の保険証だと思って子供が病院に行ったときに使って、窓口で全額請求されて初めてびっくりして、そのとき市役所の保険年金課にも電話は入れたらしいです。しかし、お金を払っていないということが中心の話になると、どうしても自分の立場としてはそれ以上言えなくて、そのままにして、今回奥さんのぐあいが悪くなって、改めて保険証の問題で相談に見えたという方でした。

私はこの低額の保険料は集める対象にならないということはこの徴収員の方が言っているということが問題だと思うのです。これはこの方が独自で判断する中身ではないですから、小樽市の国民健康保険料を集める部署のところで、こういう指導方針を持っているのですか。

(市民)主幹

今の実例ですと、月々4万円前後を払うものに対して、毎月5,000円あるいは1万円という額では少なすぎるから集金に来ないのではないかというお話、あるいはそういう指導をしているのではないかということですが、基本的に少ないから集金に伺わないということはありません。徴収員が現場で自分の考えで、例えば5,000円を1万円にしてくださいと、増額してくださいということも、そういう指導は基本的にはありませんし、そういう権限は徴収員に与えておりません。あくまで国保の収納担当の正職員の方で、本人と相談しながらやっているということでございます。また、低額の集金は受け付けないのかと、あるいはしないのかということですが、それはありません。ただ、年額の国保料の全体の額ということでの勘案もあります。ですから、ただ低ければ、例えば500円でも1,000円でも払っていただければいいのかという極端な話にもならないのですけれども、今の事例については、後でまた伺いたい

と思いますけれども、基本的に低いから集金に行かない、あるいはいきなり資格証だというふうな指導をしているつもりはございません。

中島委員

これは 1 件だけの話ではないのです。市民の方々から複数で聞いている話です。そんなわずかな保険料を納めるくらいだったら、話にならないというような対応をされた方が何人かいらっしゃるのです。これはどうしてそういう話が出てくるかが問題なのです。収納係の方でそういう方針と指導がないとしたら、徴収員の方や市民に対応した方が勝手にそういうことを、小樽市の財政が大変だということで好意的にやっているのでしょうか。

(市民)主幹

今のお話ですと、まず一つは率直に申し上げますと、現年分の賦課されました国保料は、やはり年度で納めていただきたいというのが私どもの基本的なスタンスになります。そういう中で、例えば30万円とかになりますと、それを1か月になると幾らなのだという話になるわけでございます。例えば支払可能額が2万5,000円に対して、実は2,000円だ、3,000円だという話になったときに、いろいろとお話のやりとりがあったのかもしれませんが、基本的にはやはり現年分の賦課は現年分で納付をお願いしたいという、これは基本なものですから、そこからのお話があったのかもしれませんが、行き過ぎた事例がありましたら、私の方でもそれなりに指導してまいりたいと思っています。

中島委員

機械的な資格証の発行はだめだと、やっていないとおっしゃいましたけれども、これは機械的以上ですよ。この事実だとすれば、何の説明もなく、保険料の払い方が不十分だということで、そのまま1年間払わない状態がつくられて、資格証が発行される。徴収員の方が行っているのですから、接触できない事例ではないのです。来なければだめだと言ったら、それは会えないかもしれませんが、事情はつかめるはずなのです。そういう中身が、実際資格証を発行する中に入っているとしたら、これはやはり小樽市の努力の問題も私はあると思うのです。徴収員が14人いるというのであれば、皆さんを1回きちんと集めて、こういう話があったけれども、そういう覚えがあるかどうか、確認してください。市民の皆さんから低額の保険料の収納では困りますと断った例があるのかどうか、どうしてそんな判断をしたのか、そういうことがだめだというのなら、きちんと改めて徹底していただきたいと思うのですが、いかがですか。

(市民)主幹

今14名の徴収員に対する指導ということでございます。委員の御指摘のとおりでございましたら、これはやはりきちんとしなければいけません。その点については、収納担当の方で全員に改めて適切な指導をしていきたいと思っています。

中島委員

国民健康保険料の減免問題について

続けて、国民健康保険料の減免問題についてお伺いします。

今回、私たちのところに相談に見えた方は、30代の女性で4歳の子供と2人で暮らしている母子家庭の方でした。今年の3月に仕事をやめて、准看護師の資格を取るために学校に行くということでしたが、母子家庭でこれから子供を育てていこうと思ったら、今の収入では将来の見通しが立たないので、改めて技術職としての資格を取って、子供を育てていこうという決心をしたそうであります。今回、児童扶養手当、母子資金貸付金を頼りにして2年間暮らす計画を立てて、そのために各種減免制度を精力的にお願いして回ったそうです。中央保育園の保育料は無料になりました。道営住宅の家賃も免除になりました。年金も免除になりました。国民健康保険料が年額19万円賦課されていましたが、この減免申請は認めない。自己都合で退職した分の激減は認めないということで、減免対象にはならないと言われたそうです。

それではお聞きしますけれども、国保料の減免というのは、こういう方には適用しないのでしょうか。

(市民) 保険年金課長

国保料の減免の根拠的な部分は、国民健康保険法に基づきまして、市の条例なり、その条例に基づきまして、国保料の減免取扱要綱、こういうふうな定めるところによって行っているところでございます。ただ、保険料につきましては、当然国保事業の運営に要する費用として、すべての加入している方、被保険者に応分の負担をしていただいて運営しているような状況でございます。特に例えば負担能力の著しく低下した等の理由があった場合につきましては、納期限の延長又は徴収猶予、このような方策を講じて、それでもなおかつ納付が極めて困難であるという場合につきましては、申請に基づきまして負担額の軽減を図っている、このような状況でございます。

それで、小樽市の条例の中では、その減免の理由としまして、四つほど記入しておりまして、一つは納付義務者の資産につきまして、例えば震災とか風水害、その他自然災害とか火災、そのような損害を受けたとき。そして、二つ目は納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。三つ目は、納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。そして、四つ目が前3号に掲げる理由に類する理由があるとき。この四つの部分をやっているわけで、極端に言いますと、やはりこの減免の部分につきましては、今言ったようなある程度、例えば災害、そういうふうな形、あとはストラとか事業の廃止とかに基づいた部分でなければ、なかなか減免してないと、そのような状況になってございます。それで、先ほども言いましたように、保険料自体が国保事業の運営に要する費用というような形の中で、すべての保険者の方に応分に負担していただいておりますので、やはり納めている方たちのある程度の御理解をいただけるような状況でなければ、減免対象にはならないのかと、そのようなことで考えてございます。

中島委員

今のお話でしたら、病気で収入がなくなるといのは入らないのですか。

(市民) 保険年金課長

今までのケースの中では、4に基づきまして、病気でやはり今後収入がないと、それでももう勤める予定もないと、そのような状況の中では、生活の糧がなくなってくるので、ただ状況によっては生活保護を受けないで頑張っている方もいらっしゃいますので、そのような方につきましては、過去に減免したケースはございます。

中島委員

この方も減免の申請に相談に行ったときには、「わずか月8万円で暮らすのは無理だよ。生活保護を受けた方がいいのではないですか」、こういうふうに言われているのです。しかし、この方は生活保護を受けないで、自分としてはぎりぎり頑張りたいのだと。2年後には資格を取って、看護師として出発したい、そう思っているから、生活保護は受けたくないと言って頑張っている方なのです。今おっしゃったように、類することがあるというところに、別に病気のことは書いていなくても類する理由になるわけですから、こういう方が対象にならないという規定はどこにもないのです。例えば保育料の減免について担当課長の方からも聞きましたけれども、減免の規定が、大変細かくありましたけれども、大きなところ、理由、それはどういうことなのでしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

保育料の減免の関係ですけれども、まず理由といたしましては、世帯に異動がある。離婚されたり、また逆に婚姻された、そういうふうなことで世帯の状況に変わりがある。それから、生活保護などの世帯に階層が変わった、それから収入が激変したと、主に大体このぐらいの種類があるのかと思います。

中島委員

国民年金の方はどうですか。

(市民) 保険年金課長

国民年金の方は、ちょっと詳しく減免の部分はわかりません。ただ、国民年金の場合は、例えば免除の基準が、

申請免除の場合も全額免除になる場合もありますし、4分の3免除になると、半額、4分の1免除、それぞれ、法律を調べてなかったので申しわけないですけども、ただそこら辺については、例えば世帯の方の収入とか、本人だけの収入とか、そのような形で、その収入以下だったら減免になると、そのような規定になっていたと承知しております。

中島委員

道営住宅、市営住宅の方も調べてみましたけれども、風水害、災害、いろいろ書いてありましたけれども、大きい理由は所得の激減です。所得が激減した理由については規定していません。そういう点では、国民健康保険料の内容はいろいろ書いていますけれども、所得の激減というこのことだけでは、減免の対象にならないということですか。

(市民) 保険年金課長

先ほども言いましたように、所得が激減になった理由というのですか、そこら辺の部分も、ケース・バイ・ケースと言うとちょっと語弊があるのですけれども、そのような形になってくるのかと。ただ、条例上なり取扱要綱で規定していますのは、やはりそういうふうな災害とかリストラとか事業所の廃止とか、そういうふうな形に基づきまして、どうしても所得なり生活困窮が出てきた。そのような状況であって、現時点の中ではそういうふうな、確かに気持的的には将来の部分で、看護師の免許を取るとか、そういうような部分はわからないわけではないのですが、そこら辺は先ほども言いましたように、国保料が皆さんの保険料で運営しているという中では、なかなかちょっと難しいのかなと、そのような形で考えてございます。

中島委員

それは、小樽市長が特別に判断した場合は、この限りではないという項目はあるのでしょうか。

(市民) 保険年金課長

ちょっとその部分は、先ほども言いましたように、国保料の減免の部分は国民健康保険条例第27条第1項で、「市長は、前条第1項各号に規定する災害等により生活が著しく困難となったと認める場合においては、保険料を減免することができる。」と規定しておりまして、前条第1項というのが、先ほど言った四つの状況の形なのです。それで、その条例を受けまして、減免の要綱を規定しておりまして、そしてその要綱自体が、国保条例第27条第1項の規定に基づくという規定の仕方をしておりますので、やはりそういうふうな条件に合致しなければ、減免にならないのかと考えてございます。

市民部長

今、保険年金課長の方から答弁しましたけれども、私どもとしましては、ある意味で、先ほど言った国保条例第26条の中で、類する理由があればいいということですから、そういった意味合いからしますと、委員がおっしゃっているような部分も含めて、我々としての判断もあるのかというふうには思っておりますけれども、ただ我々としては、先ほど来保険年金課長から答弁してありますとおり、生活が困窮したその理由をもって減免の対象にしているということで、結果、理由がどうであれ、生活が著しく困難になった場合に、減免の対象としているわけではなくて、国保というある意味での制度の中で、やはり条件がある中で減免を認めてきているということで考えてございますので、結果ではないというふうには私どもでは思っているものですから、なかなか災害等という中で、先ほど来の事案を入れて減免をするということは、我々の方としては今の段階であれば、非常に難しいというふうな考えてございます。

中島委員

この項目はこれで終わりますけれども、私はやはり今回の減免の実例を調べてみて、国民健康保険料の減免はほかの制度に比べて著しく悪い。市民にとっては厳しい条件が課せられているということを実感しました。これは国の政策との関係がありますから、ただ小樽市長が独自の判断をする分があるとすれば、検討する対象ではないかと

思います。安倍首相も再チャレンジということをしきりに言いまして、やはり再度生活に復帰して、社会に参加する皆さんへの応援をするべきだと繰り返しおっしゃっているわけですが、こういう母子家庭の皆さんが意欲を持って、2年後頑張ろうという方に対して、こんな冷たいお答え、理由が自己都合で退職したのだからだめだと、こういうことで本当に応援になるのか。まして母子家庭、小さな子供を抱えて、こういう方こそ応援するような行政が必要ではないかということをおし申し上げたいと思いますし、ぜひ検討していただきたいということをつけ加えて、この項を終わります。

後期高齢者医療制度について

次に、後期高齢者医療制度の問題についてお聞きします。

今、北海道後期高齢者医療広域連合の枠について報告がありましたけれども、後期高齢者医療制度が来年4月から実施になります。75歳以上の高齢者だけ独立した保険になるということですが、昨年12月の予算特別委員会で、小樽市では扶養家族になっていて、今まで保険料を払わなかったけれども、新たに保険料を徴収する対象になる方が約2,700人いる、このようにお答えになっています。全国では約1,300万人というふうに厚生労働省は言っています。この皆さんに年金から天引きで保険料を徴収すると言いますが、一体幾らぐらいの年金額の方から、今の予定ではどのぐらいの保険料を引くことになるのですか。

(福祉) 渡邊主幹

保険料の試算、概算ということですが、具体的な保険料の額につきましての推計ということで答弁いたします。

基礎年金の受給者、年金79万円の方は、応益割が7割軽減になって、月900円、また厚生年金の平均的な年金額の受給者、厚生年金208万円の方で、応益3,100円、応能割3,100円で、月6,200円、これが大体標準的な保険料かというふうに思われます。

中島委員

年金は幾らぐらいの方から引くことになるのですか。

(福祉) 渡邊主幹

今回の制度は基本的に年額年金18万円以上の方は、年金から天引きするという制度になってございます。

中島委員

年額18万円ということは、一月1万5,000円の年金です。1万5,000円以上年金をもらっている方は、すべて天引きで医療保険料が引かれる。このほかに、介護保険料も天引きされています。合わせて徴収されることになりませんが、この月額1万5,000円、年額18万円という根拠はあるのですか。なぜ、この額にしたのですか。

(福祉) 渡邊主幹

年額18万円以上という基準ですが、保険料額の水準、それから老齢福祉年金の額等を勘案して、政令で定める額、これが月1万5,000円ということで、今、介護保険料等に適用されておりますけれども、後期高齢者の制度の政令については、これに準ずる政令が今後示される予定となっております。

中島委員

年金1万5,000円以上ですが、では全く無年金の方、この方にも保険料は課せられるのでしょうか。あと1万5,000円の以下の方々には、どういう形で保険料が課せられるのですか。

(福祉) 渡邊主幹

今回の制度につきましては、例えば今まで息子の被用者保険で保険料を払ったことのない親等のような方、こういう方で仮に無年金で全く収入がない方も含めて、75歳以上の方一人一人に保険料が賦課されることになっております。また、特別徴収、年額18万円以上の年金のない方、若しくは介護保険料に後期高齢者の保険料、若しくは国民年金保険料等が合算して2分の1以下になる方については、いわゆる市役所から納入通知書を送る、普通徴収と

いう形になります。

中島委員

保険料がゼロになるということはあるのでしょうか。減免制度、低所得者対策というものを利用して、保険料がゼロになることがあるのか。もし保険料が払えないときは、どうなるのでしょうか。

(福祉) 渡邊主幹

現在の試算で、最低の保険料がゼロになるという方はおりません。現在のところ、先ほどの国の概算のとおり、7割軽減でやって、最も低い方で月900円程度になるのではないかと考えております。

また、保険料を仮に支払わない方ということの御質問だと思うのですが、この場合は、現行の国民健康保険でも行われておりますけれども、被保険者間の負担の公平化を図るとともに、国保同様、通常と比較して有効期限の短い被保険者証を発行する。また、滞納発生後1年を経過した滞納者に対しては、特別の事情のない限り被保険者証の返還を求め、資格証の交付を行うこととされております。

中島委員

75歳以上の1万5,000円以下の年金収入の皆さんに、保険料が払えないと資格証を出す。それは保険料の収納率を上げる対策としてやるのですか。

(福祉) 渡邊主幹

先ほど滞納となった方にどういう措置をとるのかということで、資格証や短期証の話をちょっとしましたが、要は被保険者間の負担の公平ということが一つと、あと国保同様、この後期高齢者医療制度の財政運営を確保していくという、この二つの観点から、そういった制度になっているものと考えられます。

中島委員

公平の問題を言うのなら、高齢者の方が70年、80年生きていたら、体が悪くなるのは当然の話であって、そういう公平な観点からいけば、高齢者は有病率が高くなるのは当たり前のことなのです。そういうことを合わせた保険料や保険証の給付を考えるのが本当の平等だと思いますが、私はこういう本当に無慈悲な制度については、政府が決めて実施する中身ですから、撤回することを求めて現場からきちんと声を上げてほしいと思っています。とりわけ北海道単一の広域連合でさまざまなことを決めて、資格証を発行したり、あるいは保険料を徴収する手だては、これは自治体です。市民の皆さんは相談事や抗議や悩みを、結局市町村の窓口に来ると思うのですが、このときに「広域連合が決めたことだから仕方ない」、「私たちはわかりません」、こういう対応はあり得るのですか。

(福祉) 渡邊主幹

広域連合の業務分担とそれから市町村の役割、それに関連いたしまして、要は市町村の窓口で運営の主体である広域連合が決めたことなので、市町村については責任逃れではないですけれども、広域連合へどうぞというような対応になるかというような御質問だったと思うのですが、この点につきましては、広域連合自体が全道180市町村のすべてのメンバーの集合体である。運営主体は広域連合ではありますが、それと一体となって、窓口業務を行う市町村についても、当然新しい制度が来年4月から始まるわけで、広域連合なりに今後の周知制度については、例えば全市町村への広報誌への掲載あるいはホームページ、その他いろいろ考えてございますけれども、当然市町村についても広域連合とタイアップしながら、親切丁寧なそういった周知制度を今後考えていかなければならないのではないかと考えております。

中島委員

今回、保険料の問題では、5月の参議院厚生労働委員会で水田保険局長が、年金別の保険料の試算を出しています。政府は今まで6,200円が平均と言っていましたけれども、これは初めて出した中身ですけれども、この報告で最低幾ら、最高は幾らになっていましたか。

(福祉) 渡邊主幹

ただいまの件につきましては、算定の基礎となる部分がいわゆるこれから決められる所得割率が 7 パーセント、8 パーセントの二つのパターンが示されてございましたけれども、7 パーセントのパターンでいきますと、年金額が最低 120 万円の場合に保険料の月額が 930 円、賦課限度額については、これは決めることになっておりますけれども、現在まだ決まっておりませんので、ここで示されている最高額 300 万円の年金額の場合は、月 1 万 1,675 円というふうに試算されております。

中島委員

7 パーセントから 8 パーセントで決めると言っていますから、今 7 パーセントの計算です。8 パーセントにすればもっと上がりますよね。そういう点では、なかなか深刻な中身だと私は思いますが、この法案はもう一つついている問題があるのです。4 月から国民健康保険加入の 65 歳以上の方々の保険料も年金から天引きになります。これは後期高齢者 75 歳以上の方だけの話ではないのです。65 歳以上の方も国保の方はみんな 4 月から年金から天引きされるのです。小樽の対象者はどれくらいになるかわかりますか。

(市民) 保険年金課長

国保料の天引きの場合、世帯単位に保険がなっておりますもので、なかなか単純にいかない部分で、条件的には世帯内の国保の被保険者全員が 65 歳以上 75 歳未満の世帯の世帯主、擬制世帯を除くのですが、それで年額 18 万円以上の年金を受給していることとか、例えば国保料と介護保険料の合算額が年金の 2 分の 1 を超えていないこと、このような条件がありますので、単純にいかないのですけれども、ただ 19 年度の予算マスターをつくったときに、とりあえずそこら辺の条件を当てはめたところ、大体 8,200 世帯かと、そのような形で押さえてございます。

中島委員

もう一つは、70 歳から 74 歳までのいわゆる前期高齢者の方々の病院の窓口負担が、現在の 1 割から 2 割に上げになることです。こういう方々も人数がかなりいるのではないかと思うのですが、これはおわかりになるでしょうか。

(市民) 保険年金課長

今、委員がおっしゃいましたように、平成 18 年 6 月の医療制度改革、このときに 18 年の時点で、実施時期が四つほど出ていた部分がありますもので、70 歳から 74 歳の患者負担につきましては、20 年 4 月から 1 割から 2 割に引き上げられると、そのような状況で、現時点の数字で申し上げるような形になるのですが、現在、国保に加入している、これは老人保健の人数は除いておりますので、当然国保の加入者の部分ですと、5 月末現在で、現在 70 歳以上の方が 6,894 人加入してございます。そして、そのうちの現役並みの方、3 割負担の方が 262 人ですので、現在 1 割負担の方が 6,632 人、単純に言いますと、ある程度これらの方が 20 年 4 月から 2 割に上がるのかなと、そのような形で現時点では考えてございます。

中島委員

今年 6 月の住民税のときも大変困惑された市民がたくさん押し寄せましたけれども、来年の 4 月以降の年金からの保険料天引きも、同様に大きな市民の動揺になると思うのです。インターネットを使って、広報を使って周知徹底を図るとおっしゃいましたけれども、相手は 75 歳以上の高齢者の皆さんですから、対象年齢にふさわしい徹底の仕方を検討していただきたいと思います。

新病院について

最後に新病院について何点かお聞きします。

昨年 12 月の市立病院調査特別委員会で、18 年度あるいは 19 年度病院の独自努力の問題として、収益増を図るために何点か取組を上げていましたが、例えば第二病院の循環器の外来診察の回数を増やして患者増を図る。小樽病院は内科医師を 19 年、20 年各 1 名確保して収入増を図る。あと 7 対 1 入院看護基本料で 18 年度、19 年度、小樽病院は

月額2,000万円、第二病院は800万円、合わせて月2,800万円、年間で3億3,600万円が見込まれると、こういう具体的な数字を示してお答えになっていましたけれども、こういう中身に照らして、18年度、19年度の今の状況についてお聞かせください。

(樽病)総務課長

昨年12月の市立病院調査特別委員会におきましては、病院事業の不良債務解消計画ということで、19年度からの資金収支計画を説明したところです。その中身でいきますと、今、委員がおっしゃったように、一つは小樽病院で言いますと、7対1入院看護基本料、これが小樽病院では昨年の10月から適用されていますので、これにつきましては、月額でおおむね2,000万円ほどという収益を見込んでおります。そのために、18年度では6か月ですから1億2,000万円、今年度におきましては、2,000万円の12か月で2億4,000万円ほどの収入増の効果があると思っております。そのほか18年度で申しますと、内視鏡の消化器の医師が4月1日と7月1日でおられますので、8月から稼働している、新しい内視鏡医師のそういった関係で収益が増えております。そのほか、地域連携室なんかにつきましても、増えているということでございます。ただ、18年度につきましては、12月に小樽病院でノロウイルスが発生しました関係で、入院患者が12月以降減っていたのと、それと17年度と18年度の4月1日現在で比べますと、医師の数が3名ほど減っております。それらの影響がありまして、18年度につきましては、17年度に比べまして患者数が2割ほど減った関係上、収益も減ってございます。19年度につきましては、7対1入院看護基本料につきまして、同じように現在も算定されておりますので、これについての影響は同じようにあるという状況で、まだ患者数自体は4月、5月分しか載っていませんので、前年並みのある程度確保したいというふうに考えて、今のところ経営改善に取り組んでいるところであります。

(二病)事務局次長

第二病院におきます18年度における主な増収対策についてであります。一つ目はやはり7対1入院看護基本料の算定であります。昨年6月から算定できるようになりましたが、ワンランク下の10対1入院看護基本料に比べまして、月平均約800万円増で、18年度は6月からの10か月間でしたので、約8,000万円増ということになります。また、二つ目には空きベッドの有効活用であります。脳神経外科につきましては、なかなか空きベッドがないほど入院患者が多い状態が続いていましたが、一方で内科ベッドのあきが目立っていたことから、効率よくベッドを活用しようということで、内科の空きベッドを活用して、脳神経外科の入院患者の受入れを増やし、その結果、脳神経外科の入院収益は対前年度比約1億6,000万円の増となりました。

それから三つ目には、継続して大学医局にお願いしてきました循環器科の医師増であります。昨年6月に、それまで週1回午前中のみ大学から派遣されていた非常勤医師にかわりまして、常勤医師1名が増えたことによりまして、外来の診療枠を増やしました。また、人工透析につきましても、従来月・水・金曜日に一部17名枠で1日2部行っていたものを、昨年夏から月・水・金曜日に加えまして、火・木・土曜日に1部7名枠を増やしました。この結果、循環器科におきましては、対前年度比で入院で約3,900万円、外来で約5,800万円、合わせて約9,700万円の収入増となりました。

四つ目なのですが、心臓血管外科における血管ドックと末しょう血管専門外来の開設であります。心臓血管外科におきましては、17年度途中で1名、それから年度末でさらに1名の医師が退職したことに伴いまして、患者数が減ってきておりました。このため外来患者数を増やそうということで、17年の秋から下肢静脈りゅう専門外来を開設してきたところでありましたが、これに加えまして、今年1月からはさらに血管ドックと末しょう血管専門外来を開設いたしました。これによりまして、心臓血管外科の外来に来られる新患は、この1月からの血管ドック・末しょう血管専門外来の前までは月平均32名に対しまして、1月が41名、2月が49名、そして新聞報道された後の3月では89名と、約2.8倍となりました。

しかしながら、精神科の入院ベッドのダウンサイジング、それから心臓血管外科の医師の減、それから19年3月

からの内科の休廃止等もありまして、入外収益全体では7,600万円の減ということでありました。

なお、19年度につきましては、4月から循環器科でさらに心臓ドックを始めております。また、脳神経外科の方も53床から70床に枠を増やし、患者増を図っております。

中島委員

2点目は、これは市長が今年の秋ごろをめどに病院の規模・機能の最終的な報告を出したいとおっしゃっていたことに関連してですけれども、救急病院で1次はやめるということでお話を聞いておりますが、取りやめた原因が医師の数だというふうに報告を受けていますが、現状どおりやるという方向で検討できないかと思っているのですけれども、救急病院の1次救急をやめるということについて、医師会の皆さんとも話し合いはあったと思いますが、もうちょっとその経過について説明をいただきたいと思います。

総務部参事

今の委員の御質問の中に、現状どおりというお話があったのですけれども、恐らく当初の基本構想どおりという意味かなというふうに思っておりますが、御承知のように基本構想当初は24時間365日、新病院で救急をやるという方向で来ていました。これは確かに懇話会以降、市民の方々の要望が強いところです。私どもにしましても、そこに行けば全部何から何まで診てもらえれば一番安心なわけですから、それは理想的な体制と言えないこともない。そういう中で、1回目の精査検討をした段階では、やはり新しい病院でやるべきだという両病院の医師の意見もありまして、何とか頑張ってやりたいということだったのですが、やはり医師会等、医師会の方だけではありませんけれども、現実的なのかという問題、医師会の中でも例えば救急に6ないし8名の医師に、さらに嘱託の医師も入れてやるということは可能なのかということと、それだけではなくて、今両病院では年間1,300件ぐらい救急車の搬送がありますけれども、急病センターも1,000件ぐらいあるわけです。それが一括して新しい病院に来たときに、果たして受皿になれるのかというような論議もありました。当然、そこから入院になってくるわけですから。基本的に総合的診療機能を持ちますので、小樽病院で機能としては受けられるというときに、果たしてそこに来た患者を、「いや小樽病院で受けられないからよそに行ってください」というようなことができるのかという、医師だけの問題ではなくて、いろいろな意見がありました。そういう中で、御承知かと思えますけれども、いわゆる小樽市全体の救急医療の体制というのを検討しようということで、平成16年12月から実際には検討委員会は始まっていますけれども、市長の諮問機関として救急医療体制検討委員会というものを設置していただきまして、医師会からも公的病院からも両病院からも委員が出て、保健所からも保健所長に出させていただいてまとめていただいて、小樽市全体の救急をどうしようかという答申を平成17年8月だったと思えますけれども、いただいた。新しい病院についても、その答申に沿って、いわゆる1次救急については当番医と夜間については急病センター、それを拠点にしていこうという中で、新病院についてはただほかの病院で受けられない、ほかの医療機関で受け入れないものについては、スムーズに受け入れられる体制を目指していくということで見直しを行った結果になります。

中島委員

ですから、新しい病院に救急部門を設けて、今と同じような体制で市内の医師会の医師が交代で詰めて救急体制を受ける。足りない部分は今までどおり北大の医師を頼む。そういうふうになれば、私はできるのではないかと。新しい医師を確保しなくても、今のような医師協力体制の下で新病院で救急医療体制を受けるということは、検討に値すると思うのですけれども、いかがですか。

総務部参事

前にもそういう議論はあったかと思えますけれども、実際に、今、小樽市が急病センターを設置して動かしているということが一つと、先ほど言いましたように、併設した場合に、そこに来た患者のうち、何割かというのは入院管理が必要になるわけですから、そういう意味では新病院で受けられるのかと。これだけ病床を落として、受けられるのかというような問題もありますので、スペース的な問題もあろうかと思えますけれども、現時点では答申

どおり、現在の体制をベースにして、新病院は 2 次を中心に、ほかで受けられない分をスムーズに受ける体制を目指すということで考えております。

中島委員

最後になりますけれども、病床を大幅に減らしたから、受けられないのではないかと聞いていますけれども、先ほど資料を出していただきましたよね。内科各科の医師のベッドの数と外来の数ですけれども、それぞれ14年度から18年度までの経過を書いた一覧表です。新しい病院を建てる時の医師の数とか規模、ベッド数を決めるときは直近 1 年間のなるべく近いときの実数を参考にするというのが基本だというふうにお聞きしたことがあるのですが、年々外来が減り、病床が減るという中で、一体どこを基準にして決めていくのが妥当なのかという疑問を感じております。とりわけ基本構想が493床から見直し案で468床に変更になったわけですけれども、減らした数もたくさんあるのです。けれども、増やした数もあるわけです。とりわけその中で内科は493床の全体ベッドの中で、当初計画は107床です。それが見直し案で468床に減らしておきながら、144床、ベッド数は37床増加しているのです。これはオープン病床が10床から20床に増えたという分を見たとしても27床増えているわけですから、内科の入院患者数の経緯を見ていけば、なぜ病床数を全体的に減らしたのに、内科ベッドをこのような形に増やしたのかという説明がつかないと私は思うのですが、いかがでしょうか。脳神経外科については28床から58床に、30床増やしていますが、脳神経外科の経過を見れば、50床ぐらいの確保はされているということがここに数字で出ていますから、これは納得できると思います。しかし、内科病床に関しては、医師が今年度も確保できなかったと、こういう状況がありながら、さらにベッド数を増やすということになれば、やはり労働強化になるのではないかと私は心配しているのですが、いかがでしょうか。

総務部参事

内科病棟の話がありましたけれども、昨年12月に示した見直しの中では、内科が29床、呼吸器科30床、消化器科が45床ということで見ております。実は昨年見直すときに、直近が9月の患者数をベースに考えておまして、この三つを合わせると、98名ほどの実際の入院患者がございました。98名いるということは、病床利用率を90と見ましても、110床ぐらいのベッドがないと動かない。そういう中で、この三つ合わせて104床のベッドというのは、見直しの時点では決して多くないと考えています。それと、先ほど要求がありましてお出しした資料を見ていただければわかるのですが、やはり内科が病床を見ていくときの一つのポイントになってくるというのも、例えば今の小樽病院の状況として、呼吸器と消化器に特化しているという中で、院長が幅広く対応しているものもありますけれども、例えば糖尿病の医師は派遣で来てもらっているという現状がありますので、やはり小樽市民にとっての医療を考えると、ここでの一般内科の確保というのが、非常に大事な分野になってくるのだらうと思います。そういう中で、その見直しの中でも、ぜひとも3名程度は一般内科を診られる医師は必要だということの中の判断ですので、ここでやはりそういう医師に1名なり2名でも来ていただくと、患者数がまた20とか増えていくわけですので、今、委員のおっしゃった中の個々の見直しの中の内科の病床数が多いということは考えてございません。

それと、変更の文書、お手元があれば4ページの下に書いてありますけれども、基本的に病床は混合病床ということで考えているわけなのです。ただ、やはりどうしても診療科ごとに看護特性というのがありますので、まずは診療科ごとに枠組みはします。ただ、その中では運営というのは運営委員会等をつくって、基本的に混合的に使いましょうということですので、この内科の今の病床数も5年後にどれだけの医師がなって、医療の内容がどうなっているかによって、診療科ごとの中の配分というのは、十分変更があり得るというふうと考えております。

中島委員

結局、回復期リハビリ45床をゼロにして、神経科、小児科、産婦人科、どんどん減らして、80床以上基本構想からベッドを減らしているのです。このまま減らしていけば、493床の病院は必要ない。規模を縮小せざるを得ない。そこで、内科病床に無理な数をつけたのではないかと私は心配しています。実際には内分泌、代謝、糖尿病、免疫

で33床とっていたものが、医師の配置がなくなったせいかもしれませんが、こういう項目なしの一般内科29床になっているのです。そのほかに、消化器、循環器、呼吸器、消化器は20床増やしているのです。呼吸器も10床増やしているのです。そして一般病床を29床さらに追加しているわけですから、これはちょっと無理な病床増やしではないかという思いがぬぐいきれませんが、いかがですか。

総務部参事

ちょっと資料を見ていただかないと、皆さんわかりづらいと思いますけれども、前の基本構想の2回目の見直しをした後には、今、委員がおっしゃったように、回復期リハビリ病棟で40床持っておりまして、そのほかに亜急性期病床という診療科を特定しない病床というのを22床持って、要するに62床あったわけです。診療科を特定しない病床が62床ある。それを回復期リハビリにつきましても、亜急性期についても、現時点で新病院で運営するのは難しいという中で、これをやめるという前提で各診療科の医師と両病院が一診療科ごとのぐらいいのベッドでやればいいのかということの中の配分をした。ちなみに、昨年9月の両病院の患者数は460名です。460名の患者数ということは、病床にしたら510床必要な、要するに90パーセントですから。510床いるところを468床の中に納め込んだわけなのです。そういう中で、かなり診療科ごとに頑張って回転数をよくして回すと判断しながらやっていますので、余ったのをつけたとか、そういうことは一切ございませんので、御理解願います。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

-----  
井川委員

最初に、保健所にお尋ねします。

ミートホープ社について

最近、大変食の安全が叫ばれていながら、ここ何日間かミートホープ社の件で、いろいろと新聞紙上をにぎわしておりますが、小樽にかかわって何かその辺の状況があったら、お知らせください。

(保健所)生活衛生課長

ミートホープ社の牛肉ミンチ問題については、6月20日の朝日新聞の報道以来、連日報道されております。調査を行っている北海道との情報収集に努めているところです。今回、現時点までで小樽市がとった対応なのですけれども、市内の大型スーパーでの当該商品の取扱状況の確認と、それから市内でひき肉など食肉をパック詰めして店舗に卸している食肉処理業、こういうふうな施設に対しまして、製造状況の確認を行いました。取扱状況の確認につきましては、新聞に掲載されたミートホープ社からの原料肉を仕入れたメーカーからの社告、こちらを参考にいたしまして、当該商品の取扱状況について6月21日に調査を実施したところです。そうしましたところ、市内15の大型スーパーでその時点で当該商品の販売はされておりました。

また、事件発覚まで商品を取り扱っていた店舗でも、既に店舗から商品が引き揚げられ、また購入済みの購入者に対しても、返金等の対応をしているとのことでした。

あと、市内の食肉処理業を持った施設につきましては、市内に13施設あるのですけれども、6月29日までにこれらの施設に対し製造状況、それから納入先と適正処理について調査し、表示及び衛生管理について調べて注意しております。

井川委員

大型スーパーでは販売していないということなのですが、生協関係ですか、ああいうところに販売されていたという話は聞いておりました。そういうところにはもう指導して、全部撤去したということではよろしいのですか。

(保健所)生活衛生課長

先ほど申しました取り扱っていた販売店、これが生協でございます。こちらの方でも、既に店頭から撤去しているといった形になっております。

井川委員

大変迅速に、例えば中国のものなんか非常に悪質で悪いものがたくさん入っているということで、即あれしていただきますけれども、なかなかこういう食べるものというのは、簡単に調査するのは大変難しいと思います。仕入れルートというのか、全部が全部把握しているわけではないと思うので、市民は「もうこれからミンチした肉は買えないね」と。それから加工食品も買えないということで、テレビで見たのですが、買うときはぜひ裏のラベルを見てくださいと。ところが、ラベルを見たら、こんな小さいのです。そうすると私たちは見えますけれども、ちょっとお年を召した方だったら、スーパーに行ってもほとんど見えないです。こんな小さいところに何が入っているといったって、私たち見るのはほとんど、主婦というの以外と賞味期限は見るのです。それから値段も見るのです。そして、どこでつくったかぐらいは見るのですけれども、そのほかの細かい、例えば鳥肉とかいろいろ書いてあるものを見て買うのですけれども、なかなか読み取れるような大きさの字ではないのです。ですから、そういう部分についても、もう少し見やすいようなラベルとか、そういうものを工夫していただきたいと思います。食の安全にかかわることですので、迅速に処理していただきたいと思って、今後、もしこういうもので、またどこかにそういうものが出たときには、どのような対応をしていきますか。

(保健所)生活衛生課長

今回の部分につきましては、この後、近日中に関係者会議、それが北海道の方で行われます。そこで、今回の経過また今後の対応について協議を行う形になってございます。そちらの方に出席の上、これからの対策を練ってまいります。

それから、表示やなにかにつきましては、適正な表示がされているのか、現在も機会をとらえて指導していただきますけれども、それ以前に安心な食品を提供するような形で、提供者に対して指導してまいりたいと思います。

保健所次長

このところ、食に対する消費者の信頼を揺るがすような大きな事件が発生しております。昨年は大手菓子メーカーが消費期限切れの原材料を使用していたことが発覚し、今回はミートホープ事件、牛肉100パーセントと言っておきながら、実際は豚肉や内臓肉をまぜていたということでございますけれども、この食品の表示というものにつきましては、消費者が食品を購入するに当たりまして、その食品が持つ、その食品から得ることができる唯一の情報ということになっております。製造年月日や原材料、食品添加物、井川委員からちょっと見にくいという御指摘もございましたけれども、消費者はこれを見まして判断をして購入するわけでございますから、これを偽装することは極めて悪質と言わざるを得ないと思っております。現在、保健所では夏の食品取締りを実施中でございまして、この中で市内の製造業や販売店、それから飲食店等に確認をいたしまして、表示や食品の取扱いが適正かどうか、チェックをしているところでございます。市民の食生活の安全、安心を守るためにも、違反食品が出回ることがないように、厳しい姿勢でチェックしてまいりたいと考えてございます。

井川委員

ぜひよろしく願いいたします。

次、環境部にお尋ねします。

ごみ袋のカラス対策について

有料の黄色いごみ袋の件ですけれども、二、三日前の新聞で音更町でしたか、どこかあちらの地方でカラスがつかない、カラスは大変利口ですから、人間とどちらが利口かといつもカラスとあれしているのですけれども、やはりどうも今のところカラスが利口なようで、黄色い袋はカラスがなかなかつかないというのですけれども、実

際にはもうまちの中にカラスが散らかしたごみのはんらんしているというような状態です。音更町で試作品かどうか分からないのですが、つくられたということで、これは小樽ではつくる予定とか、あるいは何か考えていることがありますか。

(環境) 廃棄物対策課長

北海道新聞に報道されましたのは、6月29日の夕刊でございますけれども、それ以前に同じものでございますけれども、これがその報道されたものでございまして、この袋は本来は本州の企業が開発したものでございますけれども、この技術を応用して、小樽の地元袋メーカーが研究、企画と合同開発してつくったものでございます。これについての活用ということの御質問と思うのですが、以前から私どもはこの辺の研究の内容とか、こういう袋が存在することはわかっておりました。その中で果たして、私どもが今使っているのも、実はこういう黄色い袋なのですけれども、このメーカーが開発したこの袋について、まずカラスに対する効果、これらの実証例が非常に少ないということが1点でございます。それから、价格的に現在通常の袋をつくる時の製造価格の倍かかるということで、本市の場合、既に有料化が進んでございますので、もしこの袋を取り入れた場合に、この袋の分をかえって市民に負担をかけてしまうと、そういう部分でございます。それから、この袋は、私どもは0.03ミリメートルという厚さのものを使ってございますけれども、これ以上に厚く0.035ミリメートルということで厚目になっております。この厚いことが、実は燃やすときに負担をかけたり等々、最終的なごみ処理にいろいろな影響を与えるということが一つございますし、収集過程におきまして、私どもで今使っている袋であれば、中身が半透明で見えるのですが、一応半透明とはいえ、中身が確認しづらい仕様になってございます。カラスにも見えにくいのですけれども、私どもにも見えにくい、そういう部分がございます。私どもはそういう感想を持っておりますので、その辺の活用等についていろいろなことから、当面は検討することは考えてございません。

井川委員

当分検討しないという理由がわかりました。非常に価格が高いということなのですが、価格が高くても、カラスがあまり散らかすので、一般市民はやはり買いたくなるのです。それでやはり環境に悪いというのであれば、これはやむを得ないのですけれども、それもほかの地方でやってみて、効果があるとなったら、導入していただきたいという希望なのですけれども、いかがですか。

(環境) 廃棄物対策課長

現在、カラスの散乱防止ということでは、ごみネットの助成というのをしてございまして、平成17年度76件のごみネットの助成が18年度は138件ということで、非常に伸びてございます。そういう面では、私どものカラス対策についてはネット等を使用するというので、助成を進めてございますが、先ほど言いましたこの袋の効果については、またいろいろなところの他市の実証等を見ながら、また市民等の反応も見ながら、今後の検討課題にはなるのではないかと考えてございます。

井川委員

不法投棄の状況について

次に、現在の不法投棄の状況をちょっとお知らせいただきたいと思います。

環境部副参事

不法投棄の現況の関係でございますけれども、平成18年度で申し上げますと、私どもがパトロール等で不法投棄物を撤去といいますが、回収した量でございますけれども、家電で申し上げますと、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の関係ですが、これが418台、それから処理困難物等、これはタイヤとかバッテリー、自転車関係ですけれども、これが2,276件、このほか雑ごみ関係がございます。これが47トンほどございまして、そんなものを回収しているというような現状でございます。

井川委員

それで、テレビとか冷蔵庫とか大型ごみの不法投棄の中で、一番多いのは何ですか。

環境部副参事

一番多いのはタイヤでございます。これが1,971本でございました。

井川委員

それで、検挙数はどうでしょうか。私は毎年検挙数を聞いているのですけれども、検挙数が昨年、おととしぐらいから比べて多いのか少ないのか。

環境部副参事

平成18年度で申し上げますと、私どもで警察署の方に調査依頼ということでお願いした件数が大体45件ほどございまして、検挙されたというのが10件ほどということで聞いてございます。今年度に入りまして、私どもはその調査依頼も含め、それから交番の方でもパトロールをやってございます。それらの合同調査も含めて23件ほどございまして、これが大体検挙の関係が、13件ほどということで聞いております。

井川委員

最初から見ますと、だんだん検挙数が減ってきているわけですがけれども、一向に不法投棄が減っている状態ではないようですけれども、捨てる方も非常に知恵が回ってきて、絶対証拠を残さないで捨てるという、何かイタチごっこみたいで、なかなか証拠をつかもうと思っても何も無いというのが現状だと思うのです。ですから、やはりパトロールなんか、例えば不法投棄のパトロールとか、いろいろ日中していますよね。そういう部分についても、パトロールで日中回って歩いても、ほとんど捨てる人が捕まることはないと思うのです。けれども、捨てている場所というのは、どこでもここでもない、ある程度決まっている場所に捨てていくと思うのです。まちの真ん中にぼんと置いていくわけがないのです。ですから人のいないところで、ちょうどくぼ地になっているとか、そういう部分については、場所がある程度決まってきたら、その言い方はおかしいのですけれども、定まっているところに捨てているような感じがしますけれども、そういう認識はどうですか。

環境部副参事

委員がおっしゃっているように、不法投棄ポイントといったらおかしいのですけれども、大体多く捨てられる場所というのは、私どもといたしましても、巡回パトロールをする際には、市内で大体20ポイントといたしますか、決めているといたしますか、そういうポイントを整理してございまして、それらを含めて、私どもといたしましては、注意看板を取りつけてございます。雪解けが終わりまして、19年度に入りまして、大体22か所に35本の看板を設置してございまして、強く注意を促しているというところでございます。

井川委員

私も最初のときに看板はいかがですかということでつけていただいたので、大変ありがたく思っています。ところが看板というのは、真っ暗になったら見えないのです。ですから、本当にお金をかけてせっかく看板を立てても、ここはだめですという、「捨てないでください」という看板はほとんど見えないと思うのです。ですから、たまに工夫をして、職員の方には大変御苦勞をかけると思うのですけれども、1か月に一遍でも2か月に一遍でもいいから、たまに夜に1度くらいパトロールしてみたいかと思うのです。そうすると、「市は、夜もパトロールしているのだ」と。そういう啓もうをすると、ある程度そういう不法投棄をする方も懸念されて、たまに市役所も回っているから、これは捨てられないのだという、本当は本来であればモラルがきちんとしていればそういうことはないのでけれども、今非常にモラルが低下している意味からいって、たまにはそういうパトロールもしてみたいという希望があるのですけれども、難しいでしょうか。

環境部副参事

委員がおっしゃったように、夜間パトロールというのは、ある意味抑止効果といたしますか、あるのかとは思って

ございます。以前に夜間パトロールの関係もちょっと取り組んだ経緯がございますけれども、費用対効果の関係もございまして、取組はちょっと難しいところがあるのかと。そういうことで、今後に向けても、私ども元の状態にはなりますけれども、巡回パトロールの中で注意シールを添付したり、あるいは証拠品を捜すなど、検挙の関係に向けて鋭意努力はしていきたいと考えてございます。

井川委員

よろしく申し上げます。ぜひ、今、札幌市が無料でやっていますけれども、小樽は有料ですけれども、そのうち札幌も有料になったら、小樽は何か格好のごみ捨て場だというわさをちょこちょこ耳にしますので、ぜひそのうわさの格好のごみ捨て場にならないようにひとつ何とか頑張ってください。

新病院の起債の関係について

次に、新病院の建設のことで、起債の問題なのですけれども、起債が許可されるかされないか、非常に今大きく左右されるということで、今後何か月間かの病院の経営状態を把握してというか、しっかり向こうの方で審査をするというお話を聞いておりますが、それについて先ほども中島委員の方から質問がありましたけれども、いかに収益を増やして、起債を借りやすくできるようにするか、そういう方向について何か考えていることはありますか。

(樽病)総務課長

6月の市立病院調査特別委員会でも報告いたしましたけれども、44億円の不良債務についての解消計画を北海道と協議している。その中でこれからいろいろな形で収支改善を図っていかなければならないと考えておまして、小樽病院では6月に入ってから全職員に対して、この経営改善に向けての平成18年度決算と資金収支計画の説明会を合計8回行っております。その説明とともに、経営委員会の下に経営改善部会というのを6月12日に立ち上げました。その中で、収入の確保や経費節減など経営改善事項を提出してもらって、これからの効果的な改善策を具体的にいろいろやるとういうふうに考えております。そのほかに、2年ごとに診療報酬が改定されます。そういうことで、平成18年度には7対1入院看護基本料、これが病院としては非常に収益的なメリットがある改正がありました。それらがありましたので、今後につきましても、この制度改革に弾力的に対応できる、そういう体制をつくって、これらを常に念頭に置いた病院経営をやっていきたくと思っています。

そのほかに、やはり患者動態に合わせた効率的な病床管理を行う環境の整備、それと患者サービスの向上、これらを図って引き続き患者増に努めて、効率的な病院経営を進めていきたいというふうに考えております。

井川委員

本当に知恵を出し合っているいろいろなことを考えていますけれども、私は収入を上げる一番の方法というのは、医師を減らさないことだと思うのです。いかに医師を引きとめて、とにかく医師1人が減ったら2億円も違うわけですから、その新病院建設までに、とにかく医師を減らしてはだめだと思うのです。それを皆さんで鋭意努力をして、何としても医師にとどまってくださいと。医師が1人減ったら収入はがくんと減りますから、何の努力をしたって、それに見合うだけの収入が今はないですから、医師がとにかくこれ以上減ったら、病院はできないのだというぐらいの危機感が私はあると思うのです。今朝も新聞を見ましたら、医師は大変過重労働だということで、やはり医師の労働力もさることながら、皆さんのやはり医師に対する温かい気持ちでぜひ医師を引きとめて、何としても頑張ってお小樽病院を新築していい病院にしてい治療をするのだというそういう意気込みを、医師に持っていただくための職員の努力というのは、やはり物すごい努力をしなかったらだめだと思うので、そういう意味からいって、本当にどのような感じで努力をされるのか、もう一度決意を聞かせてください。

(樽病)総務課長

おっしゃるとおり、医師の確保というのが今一番必要なところでして、小樽病院も先ほどもちょっと答弁をしましたけれども、一つは医師の働く環境を整備するということで、内視鏡室の整備を18年度に行いました。そのほか、待遇面とか、そういう手当関係とか、医師の給料も職員はある程度削減しておりますけれども、医師についてはそ

の辺も給料関係、手当関係もきちんとしていくというようなことも非常に大切だと思います。それで、院長も非常にその辺は力を入れていまして、医師に対しましては、この前も病院の経営改善のことも話しますけれども、いろいろそういう相談というか、話し合いをした中で医師の考え方というか、そういうものを聞いて、今いる医師に基本的にはいてもらう。さらに、できれば今の医師からプラスアルファができればいいということで、院長はじめ病院一丸となって、これにつきましては努力をしているところであります。

井川委員

ぜひ皆さん努力をしていただきたいと思います。

一部適用と全部適用の違いについて

次に、平成21年度に制度改革ということで、一部適用から全部適用にするということになってはいますが、この違いはどのようなものになっていますか。

(樽病)事務局主幹

全部適用と一部適用の違いということなのですが、現在も地方公営企業法の規定によりまして、病院事業につきましては、財務規定等については既に適用になっております。全部適用にすることによりまして、今まで適用になっておりませんでした組織、管理者の設置などを定める規定と、職員の身分取扱い、職員に対する地方公営企業等の労働関係に関する法律なのですが、その法律の適用を定めるもの、この規定が新たに適用を受けるということになります。

実際にこれらの規定が適用されることでどのように変わってくるのかということなのですが、まず第2章の組織の規定が適用されることによりまして、病院事業に原則として新たに管理者という方が置かれることとなります。これによりまして、病院事業は市長部局から独立した組織である一企業としまして、その管理者の責任と権限の下に経営を新たに行っていくということになります。管理者には必要な部課の設置、人事権の掌理、予算原案の作成、契約の締結など、ほとんどの権限が市長から移譲されるということになりますので、これによりまして、病院運営上、柔軟性や迅速性が向上しまして、より患者ニーズに沿った病院経営が可能になるというふうに考えられると思います。職員につきましては、管理者が任命権者となる企業職員ということになりますので、一企業の職員としまして、経営参画意識を持つことによりまして、サービスの向上やコスト意識の醸成なども期待できるというふうに考えられます。第4章の職員の身分取扱いの規定が新たに適用されるということにもなりますので、これによりまして職員の身分関係に関する根拠法が、地方公務員法から先ほども申し上げましたが、地方公営企業等の労働関係に関する法律というものに変更になります。これによりまして、今までは職員の給与につきましては、条例事項ということになっていたのですが、今後につきましては、種類と基準のみが条例事項ということになりまして、具体的な金額等につきましては、労働協約により定められるということになります。

井川委員

大変いいところと悪いところとある。それで、この全部適用にした場合のメリットとデメリットというのでしょうか、簡単に結構ですから、大きなところだけ。

(樽病)事務局主幹

ただいまメリットとデメリットということで御質問をいただいたのですが、メリットとしましては、大まかにいいますと2点程度なのですが、1点目としましては、病院事業が市長部局から独立しまして、管理者を設置することによりまして、運営の機動性が発揮されるとともに、経営責任の明確化、自立性の拡大が図られるということです。2点目としましては、幹部職員の経営意識が向上する。これによりまして、職員としても企業職員としてのコスト意識と経営参画意識が醸成される。大体こういう2点。それとこのことから、柔軟性、迅速性が向上して、より患者のニーズに沿った経営が可能になるという指摘もございます。

あとデメリットという部分なのですが、国の方の考え方としましては、基本的に民間的経営手法の導入という方

向で考えているものですから、なかなかデメリットというのは探しても見当たらないという状況にはなっているのですけれども、考えられますのが、単純に全部適用にして管理者を置くだけということで、実際にその管理者が必要な法に沿った権限の行使をしなければ、現状と大して変わらないということになりまして、結果的に組織が複雑化するということになるということは考えられるのかと思います。

井川委員

デメリットが見当たらないというのですけれども、実際には本当に私も武先生という日本で一流の先生の講義を受けてまいりました。その管理者が会社で言えば社長ですよね。社長がよくなければ経営はうまくいかないのです、講義を聞きますと。だから、よほど優秀な社長でなかったら、管理者でなかったら、なかなか難しいのかという、私は気がしたのですけれども、果たして小樽だったらそんな人が見つかるかなとか、ちょっと私も頭に考えながら帰ってまいりましたけれども、非常に人選が難しいというか、市長が社長ではだめだという話はしていましたよね、あのときに。だから、私はふと市長を思い浮かべて、これは市長が社長になったときは大赤字だと思っていたのですが。そんなこともちょっと考えながら、非常に難しい部分だと思うのですけれども、その部分であと1年とちょっとしかないわけですから、一生懸命頑張っていっていい方向に持っていっていただけたらと思います。

成田（晃）委員

先ほど井川委員の方から不法投棄の話が出ていましたけれども、先日何かで見たのですけれども、不法投棄は絶対しないという、そこには不法投棄はもうされなくなったというのが出ていたのです、みんな知らないと思うのですけれども。神社にある鳥居のそういう格好をしているやつを立てておくのです。そうすると、そこには不法投棄はしないと、そういう心理的なことというのは考えられるのです。何かの機会があったら、やってみてください。効果があるかなと思います。これは質問ではありません。

障害者自立支援法の中の任意事業について

代表質問の中から、障害者自立支援法の中で改善策の3事業のほか、全体像があったら示してくれということをお願いしました。その中で、任意事業ということが挙げられたのですけれども、任意事業につきまして、詳しく教えていただきたいと思います。

（福祉）地域福祉課長

市長から答弁させていただいたときには、任意事業としては障害児を育てる地域の支援体制整備事業、それからオストメイト対応トイレ設備緊急整備事業など五つの事業がありますということで、答弁していたと思います。この五つの事業ということで、もう少し詳しく答弁させていただきますと、障害児を育てる地域の支援体制整備事業、これは障害を持った子供を育てる、これから育てていこうとする母親方と、それから既に現在そういう子供を育てている親、あるいは育て終わったと言ったら変なのですけれども、一定程度成人といいますか、そこまで育てた親などの交流のスペースを整備するとか、交流するために必要な遊具、障害児用の遊び道具、そういうものを購入する、そういったところへの助成制度ということで、規定されている事業であります。これにつきましては、小樽市の交付の上限額、1次の計画ということで示されているのは300万円でございます。

それから、二つ目といたしまして障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業というのがございます。平たく言いますと、この自立支援法を導入するために電算システムというのを導入していかなければならないという中で、そのシステムの開発経費あるいは改修の経費につきまして助成しようということで、これが小樽市の上限額1次で示されたのは336万円でございます。ただ、実際小樽市では平成18年度で189万円ということで1回目をやっております、19年度、今後、国民健康保険団体連合会の支払システムなんかの導入というのが出てくるのですけれども、それにかかる改修として、315万円ほど見込んでおりますので、この基金事業での交付上限額を上回る経費がかかるのかというふうには計算しているところです。

それから、三つ目の事業といたしまして、オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業というのがございます。これは既存の公共施設の障害者用トイレに、オストメイトとは人工こう門とか人工ぼうこうの方の洗う設備といいますが、そういうのを設置するというものなのですが、これにつきましては、1か所50万円という限定つきなのですけれども、1次の計画では小樽市で150万円、3か所分ということで示されてございます。ただ、この事業ですが、設置にかかる工事費は除きますという補助事業になっておりまして、設備については補助が出るのですけれども、実際に設置する工事費は除くということになっている事業でございます。

それから、四つ目といたしましては、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業というのがございます。これは視覚障害とか、聴覚障害を持った方たちが公的機関の窓口に来た際に、どうしてもコミュニケーションといいますが、不便というか、そういう部分がありますので、それを支援する機器ですとか、ソフトウェアを整備する、そういう事業について助成しますということで、これにつきましては1次の計画では小樽市は100万円というふうに示されてございます。具体的にいいますと、活字文書の読上げ装置とか、自動点訳ソフトとか、そういうようなものを想定しているものでございます。

それから、五つ目ののですけれども、その他緊急対策事業ということで言われておりまして、これは具体的にこういう事業というのが示されていないのですけれども、国に事前協議して認められればやっていいという事業になっています。具体的にこういう事業だというのがないかわりに、対象にならないものというのが示されていまして、一つには既に行っている事業について財源的に投入するのはだめと。2つ目は、別メニューの国費、国の補助が入っているものはだめ。3つ目は、個人への金銭給付とか、利用者負担の軽減のためというのはいけませんと。4つ目は、個人の資産を形成する事業に使ってはけません。5つ目は、人件費等々の経常的経費に充てることはだめですと。それから、6番目としていわゆる基金事業終了後も継続されるような、そういう継続性ある事業は除きます。7番目として国費によって実施する必要性に乏しい事業。そして最後に、報酬単価の上乗せになるもの、こういうのは除きますということで、具体的な事業が示されるかわりに、この除く条件というのがたくさん示されていまして、非常にどういうことをやっていけばいいのかというのを、現在も検討中で、北海道を通して、国とも話をさせていただいているところなのですけれども、結構活用が難しい事業というふうに認識しております。

成田（晃）委員

最初にやる新体制整備事業ですか、これは交流スペースをつくるということで、300万円がついていると聞いたのだけれども、実際に、小樽で取りかかっている事業所はあるのですか。

（福祉）地域福祉課長

この任意事業につきましては、これから具体的に進めていく事業ということになっているのですけれども、今考えているのが、小樽市にあるそういう障害児の施設といいますが、事業所という中では、重度の心身障害児の施設というのがあるのですけれども、これから障害児を育てる親等の交流という意味では、もっと重い障害を持った子供の施設ということですので、なかなかなじみにくいのかというふうに考えていまして、実際今、私どもの方で考えているのが、障害児の通所施設であります「さくら学園」、それから「こども発達支援センター」、これらいずれもその施設に通わせて子供を育てるということをやっていく前段階として、施設見学的なことも含めて、活用していきやすい施設なのかということでの検討は、進めているところです。

成田（晃）委員

2番目の事務システム強化というか、それに前年度は189万円使って、今年度は315万円使うという試算をしているわけですね。これについてはもう事業計画というか、これにも、これからひな形が示されてくるわけですね。

（福祉）地域福祉課長

これにつきましては、ちょっとほかの事業とは異なった部分があるのですけれども、この基金事業というのは、平成18年度に都道府県に基金を設置して、20年度までで実施しなさいというのが基本線なのですけれども、実際に

国の要綱とか、都道府県の要綱なんかの進みぐあいからいって、北海道ではほとんどの事業が19年度と20年度でやりますというふうになっています。ただ、この円滑化事務の特別支援事業につきましては、18年度から20年度というが、18年度もオーケーという事業になっているのです。実際、各市町村で18年度から電算システムを導入しているものですから、それも見ますということになっています。実際小樽市で18年度は189万円かかりました。それから、19年度当初予算で見込んだ金額として、315万円というふうになってございます。

成田（晃）委員

3番目の人工こう門をつけている人が、最近多いのです。これは捨てて使うのではなくて、洗浄して使っている人がいるのですか。洗浄システムをつくるということなのですね。

（福祉）地域福祉課長

こう門をふさいでいるものですから、腸から直接おなかの横にためているものは捨てるのですけれども、そこにためているのをきれいにしたりとか、実際肌が汚れたりとか、汚物を捨てる時にどうしても手についてしまったりする、そういうのを洗う所です。いろいろな種類といったら変なのですけれども、安いものから高いのまであるのですけれども、汚物も流せてシャワーで洗浄もできるというタイプが、国で1か所50万円と言っているぐらいのが大体定価です。

成田（晃）委員

これは病院でやるのではなくて、どこか施設でセットしてそういうことをやらせるということなのですか。

（福祉）地域福祉課長

オストミーというのですけれども、オストメイトの人たちなのですから、そういう人方の社会参加というか、当然普通に社会生活を営んでおりまして、括約筋がなくなっているものですから、便なりなんなりが自然に出てきてここにたまるということになりますので、そういう意味で公共施設とか、ホテルとか、デパートとかのトイレにそういう設備を整備しましょうということで、今回は公共施設というのが補助の対象になっているということになります。

成田（晃）委員

やはりかなり医学が進んできていまして、人工こう門をつけている人が、かなりいます。その人たちに健康管理をする上でも、そういう施設というのは大変重要なものになってくると思いますので、これからもどんどん広めていけるようなシステムをつくってやっていただきたいと思います。

孤独死の現在の状況について

次に、最近孤独死で独居老人が一人で死んでいた、そういう悲しい事故というのが見受けられるのですけれども、近年はどういう状況になっているのか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

近年、孤独死という言葉をよく耳にするのですけれども、それについてははっきりした定義というのは、まだ明確になっておりません。例えばひとり暮らしで自宅で亡くなられた場合を言うのか、家族と暮らしていても、たまたま家族が外出でそのときに一人になった時点で亡くなったことを言うのか、あとはマスコミでよく報道されますように、死後何か月もたってから発見されるケースを言うのか、そのあたりの明確な定義というのは今のところはない状況になっております。

それで、警察では変死という形で取り扱ったケースについては、把握されているようなのですけれども、例えば最後の虫の息の状態自力で救急車を呼んで、それで病院で亡くなられたというようなケースについては、警察の方でも数を把握しておりませんで、そういう意味では、残念ながら私たちの方でも今のところ現状で孤独死が何人いたという形で数字の方は持ち合わせておりませんけれども、一般的な話をさせていただきますと、平成17年の国勢調査の段階でひとり暮らしの高齢者というのは、今8,000人を超えている状況になっております。そういう中では、

ひとり暮らしの高齢者が増えている中で、24時間ずっと監視し続けるということはできませんので、数的には増えていっているのではないかというのは、推察できるかとは思いますが。

成田（晃）委員

やはり一人で生活しているというのは、大変寂しい思いをして生活していると思うのです。孤独死というのは、家族で生活していて一人になったときに亡くなったということではないと、私は思っているのですけれども、一人で生活をしていて、その生活の中でたった一人で寂しく世を去っていったことを孤独死というのかなと思うものですから、その中で病死の率とか、今話をされたのですけれども、事故死とか考えられるのですけれども、この人たちの今小樽市内に高齢者で単身で生活している人というのは把握できると思うのですけれども、全国で8,000人というけれども、小樽市ではどのくらいいるのか、把握できていれば教えていただきたいと思えます。

（福祉）高齢・福祉医療課長

今の8,000人というのは、小樽市の国勢調査の平成17年のときの数字でございまして、その辺の把握の部分につきましては、病気の関係までを把握するというのはなかなか難しいところがありますけれども、例えば民生・児童委員とか老人クラブの方で友愛訪問という形で、ひとり暮らしの高齢者宅を訪問したり、あと地域の方では今地域包括支援センターができておりますので、そちらにおいて高齢者の実態把握という形で状況を把握するという方法もございまして。あとは場合によっては保健所の保健師が訪問するという方法もありますし、あと地域においては、例えば給食サービスを使ってという形で、今、蘭島の方では小地域ネットワークという形で、高齢者ひとり暮らしの方に声をかけようという形で、週に1回給食を配りながら、安否確認をし合うというような形の町内全体で取り組んでいる事業もございまして、そういうような中の地域の見守り体制の充実というのが、やはり必要になってくると思えますので、そちらの方を活用しながら、見守り体制を充実させていこうというふう考えております。

成田（晃）委員

やはりこれは地域である程度把握していかなければ、これは地域全体の問題だと思うのです。小樽市行政の中でやるのではなくて、もちろん民生委員の人たちもそうですし、我々もそういう目で地域ごとにカバーし合うというか、見回って歩くと、そういうことが町会の活動の中に市の職員もそこに入ってやっていく活動の一つにも、そういうことも考えられるのではないかと思うので、ぜひこれを進めていただきたいと思えます。

成田（晃）委員

バス路線について

では、バス路線のことでちょっとお伺いします。

先日、予算特別委員会で山手中通線のバス路線の話を言っていましたけれども、朝里でも試行的に進めているバス路線がありますよね。朝里循環線というのですか、その辺の状況はどういうふうになっていきますか。

（市民）総合サービスセンター所長

朝里循環線でございますけれども、今年の4月1日から山手中通線と同じように運行してございます。10時から15時40分までの間、20分ごとに18便、これは朝里、新光町内を循環しておりますけれども、実績で言いますと、1便当たり乗客が1人を切っている状態、だからほとんど乗っていない状態となっております。そうすると、中央バスの方は非常に厳しい状態だということで認識しております。

成田（晃）委員

これは小樽市からここを走らせてくださいというようなお願いをしているわけではないですよ。

（市民）総合サービスセンター所長

この路線につきましては、私どもからの要望ではなくて、直接中央バスの方がこういった形で運行したいということでお話があったものと伺っております。

成田（晃）委員

それで、前にも中央バスで試行的に走っている路線というのがありますが、最上ウイングベイ線、ウイングベイ小樽まで行く路線なのですか、これについてはどういう状況ですか。

（市民）総合サービスセンター所長

最上とウイングベイ小樽の間を走っています最上ウイングベイ線でございますけれども、これは現在 9 時半の最上町発ということで 4 時半までの間 6 往復しております。これにつきましては、現在 1 便当たり約 15 名の乗客がおりまして、路線としては定着しているというふうに中央バスでは認識しております。

成田（晃）委員

これは継続されていくのか、試行という、これだけ乗れば、中央バスとしても効果があるのではないかと。そのほかに、小樽市として中央バスの方をお願いしている路線、新しい路線を考えてお願いしている部分、これからお願いする部分というのはあるのかなと思いますけれども、そういう路線がありましたら。

（市民）総合サービスセンター所長

現在の新路線の要望等についてでございますけれども、実は望洋台町会及び地域の住民の方から数年前に望洋台と新光を結んだ路線を一時やったことがあるのですけれども、そのときは利用客が少ないということでそのままになってしまったのですが、望洋台も大分人が張りついてきたということもございまして、望洋台・新光線についてぜひ復活してほしいということで、中央バスの方に要望してございます。また、これにつきましては、先週、中央バスの方から望洋台の町会の方に直接出向いて、コースとか、そういったいろいろな地元の要望につきまして、お伺いしたというふうに聞いております。

成田（晃）委員

ぜひ地域の住民の人たちの意向をよくくみ上げて、小樽市でも支援してやっていただければと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 34 分

再開 午後 3 時 50 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

千葉委員

公明党の千葉です。これから厚生常任委員会でもお世話になりますけれども、よろしく願いいたします。

初めに、福祉部の方にお聞きします。

障害者自立支援対策臨時特例交付金について

前回の予算特別委員会でも質問をさせていただきましたけれども、障害者自立支援対策臨時特例交付金に関連して、何点かお聞きしたいと思います。

特別対策事業その他の法施行に伴い、緊急な必要事業に位置づけられる中に、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業がございます。先日の予算特別委員会での私の質問に対しましては、日常生活用具に指定されております、先ほどお話もありました視覚障害者用活字文書読上げ装置の普及ですとか、また印刷物に S P コードを導入する実施に向けての積極的な回答ではなかったというふうに認識しております。

そこでお聞きしますが、現在の視覚障害者に対してのバリアフリーの観点から、小樽市では今までどのような取組をしてきているか、お答えください。

(福祉)地域福祉課長

視覚障害の方へのバリアフリー対策といいますが、福祉事業ということかと思えますけれども、ひとつ小樽市の特徴的なものとしたしましては、点字図書館というものが設置してある。全国的にもそんなに多くない施設かと思っております。この点字図書館では、点字図書あるいは録音図書の貸出し、そのほか、ボランティアを活用して印刷物を点字化するとか、読み上げてテープに起こすとかということをやっているところでございます。そのほか、例えば障害者自立支援法の中の地域生活支援事業の中の一つになっているのですけれども、日常生活用具の給付対応事業というのがございまして、その中には視覚障害者の方を対象としたものとしたしましては、ポータブルレコーダーあるいは盲人用の時計、点字のタイプライターとか、盲人用の体温計あるいは先ほど来お話に出ておりました拡大読書機とか、点字のディスプレイとか、読上げ装置、こういうものが日常生活用具の給付の対象としてございます。そのほか、同じく障害者自立支援法の中の地域生活支援事業の中の一つに位置づけられているのですけれども、視覚障害者を対象とした移動支援の中の一つとしてガイドヘルパーということで実施してございます。主なところとしたしましては、そういうところでございます。

千葉委員

今るいろいろお話がありまして、点字図書とか、録音のテープということで、私の友人にも携わっている方がいるのですけれども、本当に大変な作業で、御苦労されて視覚障害者の方にお配りしているという事実もありますけれども、とにかくとりわけ点字を理解できる視覚障害者が1割ぐらいというのが、現状であるというふうにお聞きしております。

ここでお聞きしたいのですが、例えば今の日常生活用具の制度が新しくこういう用具が増えましたとか、また制度がこのように変更になったという自治体のそういう新しい制度のお知らせなどは、視覚障害者の方にはどのような形でお伝えしているのでしょうか。

(福祉)地域福祉課長

制度の改正とかの周知の仕方ということだと思っておりますけれども、一例というか、よく小樽市の広報誌でお知らせするという方法をとってございまして、広報誌といいますが、ペーパーですので、視覚障害の方にはどうなのかという問題が出てくるのですけれども、実は点字広報というのを申し込まれた方というか、言っていた方には点字広報という形で普通の広報誌ではなくて、点字の広報をお配りするということ形をとってございまして、これが17年度の実績を見ますと、33部ほどというふうになってございます。

それから、制度改正、今回の障害者自立支援法もそうだったのでございますけれども、視覚障害の方全員という形ではないのですけれども、協会の方から制度の説明をしてほしいということで、そういったときに出向いていきまして、説明をさせていただいているという状況になってございます。

千葉委員

今お話がありましたように、広報でお知らせするという部分については、視覚障害の方には見えないわけですから、非常に問題があるというも感じますし、点字広報も33部ということで、点字のできる方が少ないという事実も浮き彫りになってきているというふうに思います。ともすれば、先ほど言われました要請があれば市としてそういう方たちを集めて説明もしているということなのではございますけれども、通常さまざまなそういう情報というのは、家族がいたりとか、近くに知り合いがいるということで、そういう中で情報を得ているというのが現状だと思うのです。

一応身体障害者の方で、ひとり暮らしの世帯というのは、何パーセントほどいるか、現状を教えてください。

(福祉)地域福祉課長

身体障害者の方で一人で暮らしている方ということでの数字の押さえはしてございません。

千葉委員

たしか障害者の計画書のアンケートの中をちょっと見させていただくと、身体障害者の方のひとり暮らしが15パーセントぐらいだったと思います。この中で、視覚障害者の方でひとり暮らしをしている方というのは、まだまだ人数が見てきていないと思いますけれども、やはり本当に点字がわからない方に対しての行政として視覚障害者に配慮が欠けていると思いますけれども、その辺の考えはどうでしょうか。

(福祉)地域福祉課長

確かにこれまでの取組の中で、特に点字図書館を中心として点字というものが長い歴史の中ではあったのかというふうに考えております。ただ、その点字図書館の内容としても、点字だけではなくて、テープに起こしたといたしますか、そういう録音図書という形に今変わってきてございます。実際、市からの福祉の部分だけではなくて、いろいろ市からのお知らせ的なものとか、書類が一般市民の方々に送付といたしますか、お出しするという機会が非常に多いかと考えています。そのときに、視覚障害の方がペーパーでいくと、読めないという現実が確かにあるのかというふうに考えてございます。

予算特別委員会の中でも答弁させていただいておりましたコードをつけての活字の読上げ装置につきましても、現今年回のいわゆる基金事業の中の一つとしてございますので、それを取り入れていくかどうか、庁内的に検討しているところですので、必要なサービスといたしますか、そういう認識を持ってございますので、庁内の検討の中で、十分話し合いをさせていただきたいというふうには考えてございます。

千葉委員

この視覚障害者の点字以外で情報を知るというのは、やはり音だと思っております。せんだって総務省で今回の比例代表選挙において音声化という方針が出まして、それを受けて、道議会の第2回定例会でも高橋知事が録音テープで対応することを導入するという答弁をされたということも伺いました。選挙管理委員会の所管なので、ここでは質問はできないのですが、小樽市の現状を見ますと、点字の投票と代理投票になっているという現状を見ましても、情報のバリアフリーというのは、まだまだ進められていかなければいけないというふうに思っていますし、やはり情報の壁といたしますか、バリアは非常に厚いものがあるというふうに思っています。障害者の自立や公平だとか平等だとかという社会参加の促進を図る上で、早急にやはりこの日常生活用具に指定されている先ほどお話のありました視覚障害者用活字文書読上げ装置の普及は、そのバリアを取り除く装置として大変有効であるというふうに私は考えますし、文章が音になるというコードが設定されることで、本当に視覚障害者の方が、いつでもその情報を知りたいときに、付与されているSPコードに機械をかざすだけで知りたい情報をそのとき聞けるということで、非常に有効な機械であると思いますので、ぜひ導入をお願いいたします。御意見を最後に伺いたいと思います。

(福祉)地域福祉課長

委員がお話のように、そういう必要なものであるという認識は、私どもも持っておりますので、今も庁内的に検討していますけれども、この後も継続してやっていかなければならない事業で、その中で十分必要性というのも福祉部として話しながら、導入に向けて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

千葉委員

ありがとうございました。

次の質問に移ります。

身体障害者用トイレの設置について

小樽は観光の下で、今本当に日本全国、ましてアジアの方でも小樽の名前が知られるようになりまして、たくさん観光客の方が訪れるようになりました。ブランドの観光都市として、本当にその名にふさわしいまち並みなのですが、その整備の推進はもちろんでありますが、だれもが訪れて安心なまちであるべきだというふうに思っています。観光に行くとゆっくりと観光地をめぐるのに欠かせないのが、トイレの設置という状況でありますけ

れども、とりわけ身体障害者用のトイレの設置については少ないとの御指摘もありますが、小樽市内の設置状況というのはどのようになっていますか。

(福祉)地域福祉課長

正確な数字というのは把握しきれていないところなのですが、一応私の方で押さえている範囲ということで答えさせていただきますと、市営の施設でいきますと、車いす用のトイレが12施設となっております。それから、市の施設以外の公共的施設、例えば裁判所とか、駅とか、そういうような施設につきましては、車いす用のトイレが9施設、それから障害者というわけではないのですが、福祉的な観点からいきますと、乳児対応トイレ、これが3施設、それからオストメイト対応トイレが1施設というふうになってございます。それから、民間施設ということで、民間の主な施設ということで把握しきれているところで申しますと、車いす用トイレが12施設、それから乳児対応のトイレが9施設、それからオストメイト対応のトイレということで3施設というふうに押さえてございます。

千葉委員

今、数を教えていただいたのですが、旅行者などへの身体障害者トイレの設置箇所というのは、何か周知、地図とかあるのかどうかということと、また、直接市にそういうトイレの設置箇所についての問い合わせはありますか。

(福祉)地域福祉課長

マップという意味で申しますと、小樽市がつくったものとしたしましては、小樽市福祉マップというのがございます。これは平成12年3月発行ということで、ちょっと古いものでございますけれども、当時福祉マップというものを作成いたしまして、その中には車いす用のトイレ、公衆トイレも含めてどこに設置してあるとか、そういった情報を載せたマップを作成してございます。その後、今年の冬にできたものなのですが、小樽市安心マップというのがございまして、これが小樽観光協会の方で発行してございまして、雪あかりの路なんかも含めて、それにあわせてといいますか、そういうのにあわせて出したというふうに聞いてございます。

千葉委員

先ほど成田晃司委員からも、御質問がありましたけれども、基金事業に位置づけられている事業の中でオストメイト対応トイレの設備緊急整備事業がございまして、ちょっと重複するかもしれませんが、この整備事業の内容について教えていただけますか。

(福祉)地域福祉課長

今の基金事業の話の前に、先ほどの御質問で答弁漏れがございましたので、市の方にも問い合わせが来るかということでございます。数字を拾っていつているものというのではないのですが、私が地域福祉課に来てからは、小樽に旅行に行くのだけれども情報を知りたいというお話が1件ありまして、少し古いのですが、小樽市の福祉マップ、それから後志の方でつくっているものだと思うのですが、それはあまり福祉的に詳しくはないのですが、一部そういうのも載っているようなマップもございまして、そういうのも含めてお送りしたという経験はございます。

それから、基金事業の中のオストメイト対応トイレ設備緊急整備支援の事業なのですが、補助率としたしましては、100パーセントということでございます。既存の公共施設に設置されている身体障害者用のトイレにオストメイト対応の設備を整備する事業に対して助成金が出るということになってございまして、1か所の上限額が50万円、先ほど答弁させていただきましたけれども、1次の計画の中で示された小樽市への上限額としては、3か所分の150万円ということで示されてございます。これにつきましては、2次の計画がもうじき出ていく形になるのですが、その中で額が変更になることはあり得ます。

この事業の問題点というか、検討課題になっているのが、工事費が除かれているということで、その設備だけの助成なものですから、果たして小樽市としてどこまでやっていけるのかというのがまず財政的な一つの課題です。

それからもう一つの課題といたしましては、既存の施設にということになっていますので、既存の身体障害者用のトイレというのは広さの関係がございまして、標準的なモデルケースとしては、縦 2 メートル、横 2 メートルの広さがあればというようなモデルケースもあるのですけれども、それだけの広さがあつたとしても、便器の位置が現在どこにあるかということで、最初からオストメイトの設備を設置していくという中でのモデルケースとしては、縦 2 メートル、横 2 メートルというのが示されているのですけれども、そういう形ではなくて、既にある便器の位置なんかということもありますので、その中で実際やっていけるのかという、そういう広さといえますか、そういう課題、この二つが検討課題としてはあるのかということで今考えています。

千葉委員

先ほど、オストメイトのトイレの設置箇所が、公共の場として 1 か所と、民間と言われるところに 3 か所という提示があつたのですが、この場所は教えていただけますか。

(福祉) 地域福祉課長

まず公共的施設の方でいいますと、小樽築港駅、それから民間施設という中では、すし屋が 2 か所、それから病院が 1 か所となっています。

千葉委員

せんだって北海道新聞を見たかと思うのですが、オストメイトの方たちは、小樽市にはそういう施設がないというふうな報道のされ方もしてまして、周知がされていないのかと感じました。実際に小樽にはオストメイトの方が何名ぐらいいるかわかりますか。

(福祉) 地域福祉課長

正確に何人というふうには押さえていないのですけれども、押さえていないというよりも、押さえるのが非常に難しい数字なのですが、この間の北海道新聞の報道によると、約 250 人だったと思います。私どもが補装具の給付事業などを通して押さえている数字としては、約 280 人ということで押さえてございます。

千葉委員

私の方も全国的に調べましたけれども、やはり今おっしゃったようになかなか把握が難しいようで、平成 6 年で 10 万人と言われていまして、平成 13 年には 30 万人とのデータもあります。この増加の傾向を見ても、小樽でも増加傾向にあるというふうには、経緯から大変多くなっていると推測されます。

それで今計画ということでお聞きしたかったのですが、50 万円という補助の中には工事費が含まれていないということで、オストメイトの設置の計画に対して非常に難しいというのも実感したのですけれども、実際にこれから設置する計画というのはあるのでしょうか。

(福祉) 地域福祉課長

今回のいわゆる基金事業の任意事業の中に位置づけられているという中で、現在、庁内的にも検討しているところでありまして、先ほど申しました財政的な問題、それから既存の施設ということで、広さといえますか、そういう物理的な問題、この辺がどうクリアされていくかということかというふうには考えています。具体的にこういう計画ですというのは、今のところはございません。

千葉委員

ぜひそのオストメイトの方の側に立った使いやすいトイレになるように切に願いますし、私もオストメイトの方は、先ほどもお話がありましたけれども、非常に処置がさまざまな、荒れるとか、漏れるという状況もありますので、そういうトイレが少ないということ自体が、今観光化という話をしましたけれども、そういう方たちにもぜひ小樽に来て観光を楽しんでいただきたいですし、また小樽市内のオストメイトの方たちが安心して外出できるような、そういうまちとして計画の実施をお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

保健所の方にお聞きしたいと思います。

「健やか親子21」について

21世紀の国民運動計画である「健やか親子21」に関連して質問させていただきたいのですが、その課題の一つであります妊娠、出産に関する安全性と快適さの確保についてでございます。これは国とか企業、もちろん私たち国民もそれぞれの立場で取組をしていかなければならないというふうに思っていますけれども、小樽としてはこの課題に向けてはどのような取組をしておられますか、お答え願います。

(保健所)保健総務課長

本市では、「健やか親子21」運動の行動計画は、特に策定はしておりませんが、ここに四つの中心課題があると思われましても、今おっしゃった妊娠、出産に関する安全性の確保、快適性の確保なども含めまして、そういう趣旨も込めまして、私どもとしては平成17年度に策定しました小樽市次世代育成支援行動計画の中に、これの位置づけをし、関係部局が連携しながら先ほどの取組をしているところでございます。

千葉委員

昨年の3月10日に厚生労働省がマタニティマークを通した妊産婦に優しい環境づくりの推進を通知して、全国統一のマークが活用、全国で推奨されましたけれども、このマークなのですが、その場合のそういう周知方法というのは、小樽市内ではどのように行われたのでしょうか。

(保健所)保健総務課長

昨年の3月に国からそのような通知が参りまして、その後、小樽市としてこのマタニティマークをどのように実施していくかということで、まだちょっと検討中ございまして、ただこのようなものが国として推奨を提唱しているということで、ポスター等は現在掲示してございます。

千葉委員

ポスターが掲示してあるということで、小樽市内で私は見たことがなかったものですから、各大都市に行きますと、結構このポスターがいろいろなところに張られていたのです。このマタニティマークなのですが、妊婦の周囲にいる人に、妊婦への優しい配慮を促すために考案されたマークであるということをお聞きしています。このマタニティマークを周知することで、妊産婦にどのような配慮効果があると思われましますか。

(保健所)保健総務課長

このマークができていきさつといいますか、主に大都市において電車とか、バスとか、公共の交通機関に乗ったときに、優先シートというのがございまして、年寄りや座るのですけれども、特にまだおなかが大きくなっていない、妊娠初期の妊婦なんかは、なかなかやはりその席に座りづらいという状況が何かあるということで、それでその周囲の方々に自分が妊婦であるということを認識させることによって、気楽に、気軽にそういうシートなどを使えるようにしたい。それが何か大きなスタートだったようにお聞きしておりますけれども、実際にそういうことも含め、それからたばこを妊婦の周囲で吸われるとか、このマタニティマークが社会に進出をして、また周知がうんと図られることによりまして、皆さんの意識が向上して、こういう今言ったようなことも含めまして、より妊婦に優しい環境づくりということにつながっていくのではないかとこのように考えております。

千葉委員

今お話がありましたある自治体では、このマークに対してアンケートをとったという記事がありました。このマタニティマークが去年策定されて、このマークが必要と答えた方が約8割いたそうであります。妊産婦の方にマークを利用したいかどうかということをお聞きしましたら、マークを利用したい、またあれば利用したいという方が7割近くだったということであります。今年の3月には、参議院の予算委員会で子育て支援事業を推進するために提唱した地方財政措置にこのマタニティマーク普及のための予算が組み入れられましたけれども、小樽市ではこのマタニティマークの配布の計画というのはありますか。

(保健所) 保健総務課長

当市としまして、このマークはデザインが決まっておりますので、どのような需要があるかというのを、ちょっといろいろ検討しながら、内部で実施に向けて今検討しているところでございます。予算の関係もございまして、あまり大々的なことはできないのですが、何とか早い時期にこの配布を実施していきたいというふうに考えております。

千葉委員

今そういう計画があるというふうにお答えがあったのですが、マタニティマーク自体の存在を市民の皆さんに周知していただくことも先決だというふうに考えますし、交通機関とか、今各企業ではユニバーサルに対して、企業として参加しているということをお願いするような企業もありますので、そういうところでの協力も得て、ぜひ呼びかけをしてポスターの掲示などの協力をお願いしてほしいというふうに考えられます。一応今のマークというのは、もし計画が進められるとすれば、母子手帳やなんかと一緒に配布するという計画なのでしょうか。

(保健所) 保健総務課長

現在実施しているところは、まだそれほど数多くありませんけれども、ほとんどが母子手帳を交付するときに、あわせて配布しているようになっておりますので、私どもも、もし実施するときには、このような形でやりたいというふうに考えてございます。

千葉委員

本当に私が思いますのは、妊産婦に対しての優しい環境づくりということももちろんなのですが、その身体障害者の方のマークにしても、今は大体わかる小さな子供から年配の方までほとんど周知されているということから考えますと、このマークを知ること、自分以外の方に配慮するという心を養うことにもなるのではないかと、ぜひ推進方をお願いしたいと思います。

戸籍の除籍の表示方法について

最後に、戸籍法について若干お聞きしたいと思います。私もちょっと勉強不足なのですが、現在各自治体で合併などをきっかけに、戸籍の電算化が進められていますけれども、小樽市では電算化に向けての計画はあるのでしょうか。

(市民) 戸籍住民課長

戸籍事務の電算化について小樽市の計画はあるのかということでございますが、電算化の全道的な状況、現在の状況からすると、189の市町村中、実施されているのが39市町村で、おおむね21パーセントという実施状況でございます。小樽市が入っています札幌法務局の小樽支局管内では、まだ実施率がゼロパーセントという状況でございますけれども、平成14年に戸籍法の一部改正がありまして、市町村長の努力規定ということで、この電算化というのが現在進められております。それを想定して、小樽市としてはこの間、先進都市の状況につきまして、セットアップというのですが、立ち上げの状況について調査をして、現在、調査作業実施中という状況になっております。

千葉委員

戸籍というのは、明治以来、手書きとか、タイプライターということで作成されてきておまして、小樽市でも現在そうであると思います。戸籍とは国民の親族関係を登録し、公に証明するために保管されている書類のことということで認識をしておりますけれども、私の方から除籍に関しての表示方法についてお伺いしたいと思います。

まず、婚姻で除籍をする場合の身分事項の表示はどうかということと、また死亡の場合の身分事項の表示というのはどのようになっていますか。

(市民) 戸籍住民課長

戸籍の除籍の記載事項のことだというふうに思いますが、婚姻、死亡についてということでございますけれども、これは戸籍の記載事項、身分事項と申しまして、一応婚姻、死亡、それぞれ婚姻した年月日、それから死亡であれ

ば死亡した年月日、それからその届出人、それから届出された日付、そういったものが身分事項として記載されることとなります。

千葉委員

今、戸籍法によって記載事項、届出などが決まっているということなのですが、戸籍に表示されています氏名の欄、これは見本なのですが、ここの部分の名前の箇所なのですが、ここの表示方法というのは、戸籍法上決められているものなのでしょうか。

(市民) 戸籍住民課長

ただいま示されました除籍する場合の名前の欄の除籍の仕方については、これは戸籍法の施行規則、附録の第 8 号様式ということで、その仕方が決められております。申し上げますと、除籍の方法はいずれも身分事項欄に先ほど申し上げました、いわゆる除籍の事由を記載いたしまして、そしてこの第 8 号様式に示されました方法によりまして、事件本人の名の欄に朱線、いわゆる赤線で交差をするようにということが決められております。

千葉委員

今そういうことであるということで、斜線、朱線ですか、引くということでお伺いしました。この公に証明する書類であるならば、その引き方はぜひ統一されるべきではないかというふうに私は思うのですが、実際に、この質問をなぜしたかと申しますと、ある御夫婦が息子に先立たれて、謄本をとったときに息子の名前の上にバツテンをされていた。人生を否定されたようで非常につらかったというお話から、質問をさせていただいているのですが、この表示方法が第 8 号様式にあるということだったのですが、実際に名前にバツテンをされているものと、その係によって違うかと思うのですが、名前を外してバツテンをされている方がいるということで、本当に公に証明する大事な書類ということであれば、その表示の仕方はきちんと統一されるべきであると思うのですが、いかがでしょうか。

(市民) 戸籍住民課長

名前の欄に朱線で交差をするという決まりについては、原則的な決まりでございます。ただ、私もこのことについていろいろ調査をしましたら、全国の連合戸籍事務協議会という全国協議会があるのですが、その第 33 回というのですから、今年が 60 回ですから、27 年くらい前だというふうに思いますが、そこで、いわゆる朱線をする際に、名前が例えば漢数字の「八」であれば、どうも重なってしまうという問題が起きたという、そういうことから、要するに名前にかけないで朱線を交差してもいいという運用上の決議がされたというふうに聞いておりまして、それ以降、小樽市の場合も一応朱線の仕方を、33 回以前は、確かに全部に交差をしていたのですが、今は名前にかぶせないでそれができるという運用が決まりましたものですから、現行はそういうふうな方法をとっております。

千葉委員

では、現在は統一されているのですか。

(市民) 戸籍住民課長

27 年前の 33 回以前はたぶん全体にバツテンをしておりますが、今は名前にかけなくてもいいということで統一されているように聞いておりますし、小樽市もその方法を採用しております。

千葉委員

私ごとなのですが、うちの兄弟 3 人が結婚して除籍しているのですが、1 人は違うのです。ですから、やはり統一がされていないというふうに思いますので、ぜひやはりそういう公の書類であれば、結局私の質問はそこが趣旨ではなくて、そういう今決まりがあるということだったので、市民感情に配慮して、もしなければそういう表示の仕方を考えてはいかがですかということをお話をさせていただきたかったのですが、結局きちんとしたそういう決まりがあるということであれば、やはり今おっしゃいましたように、その仕方についてはきちんと統一をされるべきであると思いますので、皆さんに周知方、よろしく申し上げます。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

斎藤（博）委員

3点ほどお聞きしたいと思います。

最初に、今日いただいた資料の中で、環境部の方に何点かお尋ねしたいというふうに思います。

ふれあい収集について

平成18年度の実績の概要と、それから小樽市の分別収集計画というものを示していただきました。不法投棄の問題も聞きたかったのですが、これは今日の委員会の中でも触れられておりますので、省略させていただいて、まず、ふれあい収集のことについてお尋ねしたいと思います。

ふれあい収集、5番目の市民サービス関係ということで、257件ということで記載があるわけですが、これは例えば世帯数で言うと、小樽市内でどのぐらいの世帯の方が、このふれあい収集のサービスを受けていて、年間でどれぐらいのごみの収集が行われたのか。わかっていたら、お知らせください。

環境部副参事

ふれあい収集の件数でございますが、報告していますとおり、平成18年度は257件ということでございまして、世帯数の関係でございますけれども、大体これにイコールなのかという考えを持っております。その世帯その世帯の件数で私どもは表記しているところでございます。

あと量の関係ですが、ちょっと今手元に資料がございまして、一応当然可燃ごみ、不燃ごみの関係なり、資源なりの関係で、それぞれの世帯の方から出していただくことになってございまして、資料としましては、袋の数だけで押さえていたかと思うのですが、今日資料としては持っておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

斎藤（博）委員

そうしますと、この257件というのは大体多少動きはあるでしょうけれども、257世帯ぐらいで月に1回とかという感じで行っていたというふうに理解すればいいと。

ボランティア専用袋の使用状況について

次に、お尋ねしたいのですが、その下の方にボランティア専用袋の交付状況ということで、いわゆるボランティアで使うときには、いろいろな形はあるのでしょうか、無料のボランティア袋を交付するというやり方をしていると思います。全部足しますと、もらった資料でいくと、1万892枚ですね。それぐらいのボランティア袋が交付されているわけなのですが、これの使用状況なり、これはどういうふうになっていっているのかあたりを調べたデータがあればお知らせください。

環境部副参事

交付枚数は報告している枚数でございますけれども、使用の枚数でございますが、町会が6,592枚、それで個人の枚数が3,697枚で、今のは30リットル袋の関係でございます。10リットルの方は、町会、自治会等が220枚、法人関係が500枚。使用枚数ですか。

斎藤（博）委員

いや、知りたかったのはそうではなくて、どのぐらい実際ごみとして出てきているのかということを知りたかったのです。要するに、ピンクの袋を1万枚ぐらい1年間に提供したわけですよね。それが実際、例えば収集の段階でどのぐらいの割合で使われているのだろうかという疑問なのです。

環境部副参事

ごみの量の関係でございますけれども、当然可燃、不燃の仕分けの中で出していただいておりますが、ボラン

ティアの部分だけの集計というのはしていないということになります。

(「してなかった」と呼ぶ者あり)

齋藤(博)委員

ごみが有料化される時に、ボランティアで例えば家の前のステーションの清掃をやっている方が、「その分も自分でお金を出すのかい」という気持ち的な部分があったりとか、町会でいろいろやる時に、それはだれが払うのだということになって町会費で参加するというわけにいかないとか、いろいろな議論の中で、このボランティア専用袋というのがとられてきたというふうに思っているのです。交付の仕方については、申請主義みたいな形でお配りしていると思うのですけれども、実際にこれからの議論で、今は調べていないということでもいいのですけれども、やはりどこかの時点で、例えば雪が解けると、いろいろな町内で冬の飛散したごみの収集とか、秋口にとかというボランティア的な部分ではいろいろ出てくると思うのですけれども、やはりどういう使われ方しているのかと。例えば配ってはいけるのだけれども、全然出てきていないとか、これは推測ですけれども、やはり小樽市のボランティアでの使い方という部分で、もし可能であれば、今後の課題としてやはりどういう使われ方をしているのだろうかというようなことについて押さえていってもらいたいというふうに思うわけなのですが、その辺どうでしょうか。

環境部副参事

ピンク色のボランティア専用袋の関係ですけれども、大体やっていただきましたら、ステーションの方に出していただいているということで、それを私どもが回収させていただいてございます。このほかに、今度、町会単位とかでボランティアの収集もやっていただいておりますので、それらもその袋とは別に収集しているということで、ボランティアのその量の絡みですけれども、とらえの中ではちょっと難しい部分があるのかと思ってございます。

あと今後に向けての部分では、交付の仕方といいますか、使用度、それらを含めて実態的なものはある程度押さえられるのかとは思いますが、どんどんやっていただくといいますか、鋭意やっていただくような方向でやってもらえればというふうには思っております。

齋藤(博)委員

要はあまり調べるつもりはないということですね。実際に、やはり調べてみるのは難しいですね。

環境部長

ボランティア専用袋の関係なのですけれども、これを配布したところと、それからそれを出してくれたところが、必ず同じところであれば、その町会としての数は押さえられるのですけれども、必ずしも使う場所が一致しない部分もございまして、なかなかそれを把握するというのは、ちょっと難しい部分があるのだらうと思います。

それともう一つ、ボランティア専用袋でもピンク色のだけではなくて、一般の袋で集める場合等もございまして、極力このピンク色で配った部分については、使われている状況というのはある程度把握はしているつもりなのですけれども、なかなか数字で押さえるというのは難しい部分があるかと思っておりますけれども、どういうふうに押さえていくかというのは、またこれから研究してみたいと思います。

齋藤(博)委員

指定ごみ袋の枚数について

次に、これも非常に聞きにくいというか、わかりにくい部分もあるかもしれませんが、指定ごみ袋の交付枚数の集計が出されております。それで、平成17年度と18年度の合計で言いますと、年間で言うと120万枚ぐらいが今回減少したと思います。これは単純に言うと、月に10万枚ぐらいが、燃やすごみと燃やさないごみを全部含めて減ったと思うのですけれども、この辺の理由なりをどのようにお考えになっているのか。それから、今後この傾向というのはどうなっていくのか、このあたりについてお考えがあったら、教えていただきたいと思っております。

(環境)管理課長

平成17年度と18年度の比較で言いますと、枚数は確かに大幅に減っていますけれども、この制度自体17年4月か

ら開始されたということで、実際に取扱店での扱いは17年3月からということで、一部16年度での決算にはなっているのですが、いずれにしても17年3月と17年4月で相当量が出ております。これは制度が始まったということで、各家庭で一斉にお求めになられて、なおかつ最初は自宅に必要なサイズがまだよくわからないので、種類を2種類なり3種類なり買った、そういうようなことがあったのかというふうに思います。そういったことで、18年度が逆に言うと、通年化したというふうな部分はあるかと思えます。

ただ、総体の枚数で実は私どもの方の見込みよりも少なくなっております。これは私どもが当初の見込みを立てたときは、燃やすごみが週2回、燃やさないごみが2週に1回ということで、この袋を利用してステーションに出す回数というのが年間で120数回ございます。それに世帯数を掛けて、年間で850万枚くらい出るのかというふうに予測はしてはいたのですが、実態としては670万枚という数字になっております。ですから、各家庭でも必ずしも収集日のたびにゴミを出していないのかという実態があるかと思えます。これは特に月ごとの状況で見ますと、例えば18年度で見ますと、額のベースでいくと、4月から12月までは月2,000万円ちょっとぐらいの額が出てはいるのですが、それが1月、2月になりますと、一気に1,500万円台に落ちております。このことから、特に燃やすごみということになりますと、生ごみが中心になりますので、においとかありますので、夏場は毎回出している家庭も、冬場になるとにおいが気にならないということで、週2回あるうち1回しか出さないとか、そういったようなことで、家庭でも有料指定ごみ袋ということで、そういう負担を軽減するような工夫をされている結果かというふうに思っております。

斎藤（博）委員

分別収集データについて

次に、今日いただいた分別収集データについて何点かお尋ねしたいと思います。

最初に、2ページに各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みというのがあります。年度でいいますと、20年度から24年度までになっていて、少しずつ減っていったような数字が出ているわけです。この数字をどうやってつくったのかというあたりを、まずお聞かせ願います。

（環境）廃棄物対策課長

5番目の各年度における排出量の見込みの算定方法でございます。排出量というのは、先ほど申しましたとおり、ゴミの中に含まれる潜在量という意味でございますが、20年度から示してございますが、この前に書いてございませぬが、私どもの算定する中におきましては、18年度、国で示した算出方法に基づいて出した量がございませぬ。それは6,086トンで、そのときの人口が19年3月末で13万9,712人となっております。これを一つのベースにいたしまして、5ページに載っております20年度から24年度までの人口、これらを、あと人口比に基づきまして、18年度6,086トンをベースに割り出して算出していったのが、ここに書いております5,981トンから、24年度の5,721トンまでの部分で、人口が減少してございますので、その分の減少ということになってございます。

斎藤（博）委員

大体平均して65トン前後、きれいに落ちていっているのですが、どうやってこういうふうにと落ちていけるのかというふうに一瞬思ったのですが、事前に説明を聞いて、人口で落とすしていくのですというのだったら、何もこんな計画をつくる必要はないのではないのかと思って聞かせていただいたところです。これは小樽市の分別収集を当然リサイクルとか環境とかいろいろな問題で拡大していこうということでつくられている計画だと思っておりますので、そういった意味では、人口が減少していくので排出量が減っていくというだけでは、あまり芸がないのではないかとこのように思います。

それで、6番目に排出の抑制を促進するための方策ということで、5点くらい書いてあるところです。まとめてこの部分について、特に買い物袋の持参運動の推進、それからエコショップのPR、それからレジ袋削減の取組要請、こういったあたりは、市民が参加する場面でどうかというふうにも思うわけなのですが、この辺につい

での考え方をもう少し説明してください。

(環境) 廃棄物対策課長

その前に、先ほどの排出量の考え方ですが、これはごみの中に含まれるごみの潜在量ということで、資源化量ということではございませんので、一つのごみの中に含まれている潜在量というのは、ある程度パーセンテージはそんなに大きくは変わらないと、そういう部分で人口比にだけ落とすという考え方です。

今、御質問がありました 3 ページのこの具体的な施策のところでございますけれども、一つにリターナブル容器の利用や買い物袋の持参運動等の推進ということがございます。このリターナブル容器というのは、ワンウェイ瓶というのは 1 回使えばそのまま終わってしまう瓶ですけども、リターナブルというのは何度もこれは使える瓶でございますので、私どももこの資源化の中におきまして、一つの例えば飲料用であれば、ビール瓶、それから一升瓶とか、またお酒の瓶などもできるだけ資源化の中で回収を図っていくことが、一つの施策となっております。

もう一つの買い物袋の持参運動推進ということでございますが、これについては、できるだけレジ袋をもらわないようにする工夫ということでは、エコバックを持参するとか、それから「もったいないふるしき」の普及を図るとか、そのようなことで、できるだけレジ袋をもらわないよう、私どもはイベントのたびにこれらについての啓発を進めてございます。

次に、4 番目、エコショップの認定でございますが、エコショップといえますのは、スーパー等でごみを減らすためのいろいろな工夫をなさっている、そういうところをエコショップとして認定しているわけですが、現在 13 店舗認定してございます。今後の一つのエコショップの認定の方向としましては、内容をもう少し検討いたしまして、この認定店舗を増やしていくなり、また消費者団体と連携しながら、これらエコショップの認定の充実も図っていききたいと、そのように考えてございます。

あと、3 番、4 番、このような今後の減量ないしはリサイクル容器の資源化等についての部分でございますけれども、国もこのたび 4 月 1 日でレジ袋の削減という中では、容器包装多量利用事業者ということを決めまして、それらに対してレジ袋の削減目標、そしてどれだけ目標に対して削減できたかという、それらの取組の結果、報告をもらうようになってから、各商店とも真剣に今レジ袋の削減等に取り組んでいるところでございます。

斎藤(博)委員

今説明をいただいたとおりだろうと思うのですが、問題はこういう分別収集計画をつくって、小樽市として分別収集なりリサイクルなりを進めていこうと、そういう計画を立てられているのですが、私が聞きたいのは、本当に行政として何をやるのかということなのです。先ほど、人が減っていくから、ごみの潜在量みたいのが落ちていくというのは当たり前だろうと言ったら、いやもともとそういうものだと言えども、要は例えばリターナブル容器の利用とか、それから買い物袋の持参運動とか、エコショップとかいろいろな市民の皆さんも工夫してやっている部分があるわけですが、それをより応援するといいますが、後押しするような行政的な取組といいますが、そういったものが必要ではないかと思うのです。端的に言って、やはりこのごみの有料化のときにも、ごみの有料化で浮いたお金をどうするのですかとかと、いろいろ議論をさせていただきました。そういうときにも、当然こういう将来的なごみの問題、環境の問題なりを考えていきたいというような答弁もあったように記憶しています。そういった意味では、こういう買い物袋持参運動とか、例えばエコショップをやっている店が 13 店舗しかなくて、拡大するということであれば、この 13 店舗については広報で PR して、こういう店があるから利用してくださいというような積極的な位置づけをしてやらないと、なかなか小売店をやっている方の個人的な思いだけでは広がっていかないのではないかと。メリットとか利益とかというと、ちょっとまた違うのですけれども、いわゆる誘導していくなり、進めていくためには、それなりの手だてをしていかなければならないというふうに思います。それで、この買い物袋持参運動とかエコショップとかレジ袋の削減などに、やはり一定の予算を持った小樽市の方針といいますが、政策というものが必要でないかと、この計画をより具体化するためには、必要

なのではないかというふうに私は思うのですけれども、その辺について考えがあったらお聞かせください。

(環境) 廃棄物対策課長

エコショップの認定ということにつきましては、先ほど委員がおっしゃったとおり、いかにそれらを広く周知して、皆さんがエコショップというものの認識を新たにして、それらの店を使うようになるか、そういう面では私ども今後どう周知をしていくか、そういうことが一つの大きな課題だと思いますので、この周知方法については、今後十分検討してまいりたいと思います。

それから、具体的な予算上の問題でございますけれども、現在、私どもは町会のチラシ、またエコノートを作成して、全戸等に配ったり、また町会等で周知を図っておりますけれども、例えば今日ちょっとお持ちしたのですが、こういうエコバックというのがございます。このエコバックを市民にいろいろなイベントのときに無料で配る。そういうことがエコバックを具体的に普及し、レジ袋削減につながるというのであれば、私ども今後の中ではこういう啓発予算の拡大に向けて、検討はしていかなければならないだろうと、そのように考えております。

斎藤(博)委員

この項最後ですけれども、今見せていただいた例えばエコバックなりを、やはり組織的に特に子供とか、いろいろな方を通じて、買い物袋を持つ運動を強力に進めていかないと、なかなか所期の目的は達成できないのではないかと思います。また、エコショップのPRについても、私は広報ということで、昔は530(ごみゼロ)というのを環境部でつくったようですけれども、そういう中で、こういった小売店が積極的にエコショップをやっているのだというあたりをぜひ宣伝して、やっている小売店が宣伝してもらっているみたいな思いを持てるようなことをお願いしたいと思います。

町会支援事業について

次に、市民部の方にお尋ねしたいと思います。

予算特別委員会の中でも、何回か取り上げられていましたけれども、町会の支援事業というのが取り上げられたというように思っています。まずこの事業計画みたいのを簡単でいいのですけれども、説明いただきたいと思いません。

(市民) 総合サービスセンター 所長

これにつきましては、従前から私どもでやっております地区連合町会と市長と語る集いとか、町会長と市の定例の会議等で、各町会長の方から、町会では今例えば役員の高齢化の問題とか、またいろいろな問題が出てきた場合に、町会から市の方へ要望したり、また相談をしたりといった対応がわからないといったことで、市に対するいろいろな助力をお願いしたいといった要望がいろいろな町会長からあったということがございました。これに対しまして、市といたしましても、何らかの応援をしたいということで回答した部分がございまして、今回町会支援制度ということで立ち上げたものです。

斎藤(博)委員

きっかけといいますか、背景なりが町会からの要望だということだろうと思います。町会で言っていることは少しわかるのですけれども、町会の今最大の悩みは何ですかといたら、たぶん後継者不足とか、なり手がいないとか、次につないでいくことに苦戦しているというような部分でして、これはたぶんどこでもそうだろうというふうに思うわけなのですけれども、そのところは了解というか、わかるのですけれども、それに対する今回の支援事業というのがよくわからないのです。そのところをもう少し詳しくお聞かせ願います。

(市民) 総合サービスセンター 所長

今回の支援員の関係は一応業務ということで考えてみたのですけれども、これにつきましては、先ほども言いましたけれども、町会で抱えるそういうような課題とか問題の解決等への相談の受付と、それから助言を行う。それから、こういうふうに自分で支援ができる場合、若しくは担当部局等の相談が必要な場合は、連絡調整の町会等の

窓口になるということを考えてございます。

それから同じ部分で、町会からのいろいろな要望、陳情等々の窓口としても支援員にパイプ役として対応していただく。

それとあわせて市の方のいろいろな施策とか、いろいろな事業計画等、町会にしているいろいろとお願いする、若しくは必要な情報についての提供と、一応この三つについて支援員の業務として今回考えてございます。

斎藤（博）委員

私の印象としては、町会の事情があって、町会が要望している部分と、今回小樽市がやろうとしている部分が、逆転しているように聞こえてどうもならないのです。例えば町会の方でいろいろな町内があると思いますけれども、疑問とか助言を求めるといよりも、先ほど言ったなり手の問題がありますけれども、逆に言うと、市の方からの要請をどう処理するかとか、市の方の協力要請にどうこたえていくのかという方が、大変重たい課題でありまして、助言をしてほしいとか、説明をしてもらいたいなんていう部分ではないと思うのです。ですから、もともとの気持ちとしては、市役所の方に「役員のなり手がいないだろうか」というふうに言ってきたのではないかとというふうに、私は推測するわけなのですけれども、かといって市役所の職員ですから、では町会の役員をやらせますからと言える人は市役所の中にいませんので、こういう形になっているのではないかと思うわけなのですけれども、逆に聞くと、今回この事業というか、計画で町会に助言に行く人というのは、どういう位置づけになるのですか。

（市民）総合サービスセンター 所長

一応私どもで考えておりますのは、支援ということで、まず管理職になっていただくというふうに考えております。

それと、あわせて現在各町会で管理職の方、それから一般の方も含めまして、役員に実際になって活躍されている方もおりますので、そういった方々になっていただけるような形も含めて、検討しているということでございます。

斎藤（博）委員

また、別の機会で作った方がいいかもしれないなと思いますけれども、これは管理職うんぬんというのは言っているのは、ボランティア活動をお願いするという意味なのですか。

市民部長

今の中で言いますと、我々としてこの制度を立ち上げたというのは、一つは先ほど来申しているとおり、町会がいろいろな問題点を抱えている。そういった中で、実は先月、三役の方に私どもで説明をさせていただきました。7 月末にもう 1 回、町会の方で連合長会長の皆さん方が集まっているところでもう一回説明会をしたい。我々として考えているのは、ひとつあるのは、やはり町会がさまざまな問題点を抱えている。今回三役と話した中でもいろいろな問題が出てくる。要するに実行部隊が足りないというような話もありますし、あるいは今まで町会として綿々とつくり上げきたいいろいろな組織なり考え方なり、それから体制なり、そういったものがある。我々が一方見ますと、先ほど言ったように、町会の方に管理職を向けたいというふうに思っているのですけれども、実際のところ 143 町会ある中で、その町会に職員が住んでいるところというのは、46 町会ぐらいしかないのです。それ以外のところには職員がいないということで、そうなりますと勢い、同じ町会ではなくて、違う町会に住んでいる方が応援に行くというようなこともあるものですから、我々としてはさまざまな町会が抱えている問題点もあると思いますので、そういったものも聞きながら、我々としては個々の町会においていろいろなさまざまな問題点もある中で、お互いに情報交換もしながら、要するに市と町会とでどういったことができるのか、どういった形を町会の方が望まれているのか。いろいろな情報交換もする中で、本当にかちつとしたものをしていきたいというふうに思っていますし、我々としては管理職というのはボランティアではなく、私どもとしては基本的には業務という形で考えているところです。ですから、業務としてこういった形でやっていく。それでなければ、また事故等々のこともございますの

で、基本的にはきちんとした業務としての位置づけの中で、先ほど総合サービスセンター所長からも答弁したような、とりあえずは我々の情報を伝える、それから町会から情報もいただく。あるいはこういった問題点があるのか、こういったことに困られているのか、何かしら我々として、窓口として市とそれから町会をつなぐパイプ役として何とか機能させていきたい、そのようなことで今やってございまして、今後、町会等々の役員会、理事会あるいはまたそれ以外の説明の場を通じまして、また町会の方のいろいろな考え方も聞く中で、こういった形に最終的にしていくか、そういうことで固めてというふうには思っております。

斎藤（博）委員

町会の役員の方とお話しするのは大事なことだと思いますから、それはそれでいいと思うのです。町会もいろいろな問題、課題を抱えているのもたぶん事実でしょうから、大変だというのは私も少しはわかるのです。その中で幾つかは市役所の方をお願いしたいという気持ちもあったり、意見もあったかもしれませんが、私が先ほどから言っているように、それが市役所の支援事業、そういう形で制度化されたものとして、何で今回出てきたのかというプロセスがよくわからないのです。市民部長の言っているのは、これから町会ともいろいろコミュニケーションをとって、困っているところは助けなければならないし、市役所でできることはやっていかなければならない。別に総論的にはだめだと言わないのです。ただ、その結果はなんですかと私は聞いたのです、最初に聞いたのは、それをやりとりして出てきた答えが、こういう制度をつくと町会の方も喜んでもらえるし、市役所としてもいいことをやったのだというふうに思うというふうになっているのかなど。私は逆だと思っているのです。こういう制度をつくりたいのだけれども、活用をしてもらえないかというふうに落ちていっているのではないか。町会の方からよくもんで、でき上がったものではないのではないのか。人工的に持ってきたというか、そこら辺の印象がどうしても強くて、どうも不自然な感じがするのですけれども、いかがでしょうか。

市民部長

我々も先ほど言ったような形で、基本的には押しつけではないということは話をさせてもらっています。要するに、これはあくまでも町会の方からの希望があって初めて我々も行くという形で考えておりますし、先ほどちょっと答弁をさせてもらいましたけれども、三役会議の中でも、支援員として必要でないというところもあるのではないかと、あるいはまた行った中で、行事を実施するとき、その実行部隊が足りないから何とか手伝ってほしいというふうに思っているということで、確かに町会等々の思いいろいろあるわけです。先ほど総合サービスセンター所長から答弁しましたけれども、この支援員の制度をつくらうとしたときには、ごく素朴な考えでございまして、当然町会長等々の方から、やはりそういったさまざまな問題点が、大きくは先ほど委員がおっしゃったように、高齢化あるいはまた役員のなり手がいないというふうに考えられているところもある。そういったこともある中で、やはり我々としてこういったことができるのか、ごく素直に町会の皆さん方と力を合わせながら、我々からは報告がある、それから町会から聞く情報がある、そういったスムーズなコミュニケーションを含めて、窓口としてあった方がいいのではないかと考えて動いてきているものですから、だから押しつけがましくといたら変ですけども、強制的に配置をするというふうにも考えてもおりませんし、先ほど言ったとおり、町会の役員会三役の方からも押しつけがましくなっても困るという話が正直なところ出てきている部分もございまして、そういった中で、やはり我々としては我々の考え方をもちながら、ある意味で最終的にどういう形でやっていくのかを詰めていくという、今の段階はそういうことかと思えます。

斎藤（博）委員

今後のことは、これから少し詰めていってもらいたいというので、今日は町会の立場でお話しさせていただきましてけれども、やはり町会的にも違和感がありますし、「あなたはボランティアなのかい」、「いや、部長に言われて来ているのだ」とか、「市長に言われて来ているのだ」と、それなら来てもらいたくないのだよね、そんな人に。別に聞きたいことがあれば聞きに行くし、本当に困っているのであれば、町内の中で何とかしていきたいとい

うのが、町会活動だと思しますので、あまり行政の方から、要するに困っているから助けてくれと具体的に来て何かしてもらうのではなくて、困っていたら助けてやる制度をつくりますからというやり方というのは、ちょっと私は順序が逆なのではないかと思っているものですから、ぜひもう少しこの制度を立ち上げていく、詰めていく過程では、町会の実情なり、それから個々の町会あたりが、どんなことを行政の方に求めているのかというあたりももう少しきちんと聞くことから、もう一回少し議論を積み上げていってもらいたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

市民部長

我々も今のような形の中で、支援員制度自体というのは、そういった意味で漠然というか、何もなしで話ができないものですから、我々としては先ほどのような双方向の情報提供あるいは情報をいただくと、そういった中で我々としてもつなぐものはつなぐ、伝えるものは伝える、あるいはまた町会が持っている悩み等々に対して、解決に向けていきたいという考え方でいますので、いずれにしましても、委員がおっしゃるように、町会は町会としての考え方もございますので、その辺さまさまな御意見をいただく中で、どういった形のものをつくってほしいのか、具体的には、町会がある程度軌道に乗るような形で、我々の制度が役に立つ形で構築していきたいと思っていますので、町会の皆さん方の御意見をこれからも十分聞いていきたいと思っています。

斎藤（博）委員

最後の質問をします。

中央保育所における休日保育の必要性について

これも何回か取り上げられている部分でありますけれども、福祉部の方にお尋ねしたいと思います。

小樽市は、日曜日、祝日も保育を始めていく、そういう考え方で今回中央保育所をお願いすることになりました。そういったお話を聞かせいただいているのですが、改めてこの休日保育の必要性について福祉部としての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

（福祉）子育て支援課長

休日保育事業を実施する理由と申しまししょうか、根拠なのですけれども、平成17年3月に策定いたしました小樽市次世代育成支援行動計画～おたる子育てプラン～ですけれども、これを策定する前段の作業として、アンケート調査を実施いたしております。その際、学校へ上がる前の子供、それから小学校の子供がいる父兄の方に抽出ですけれども、調査をしたときに、日曜祝日の保育サービス、そのときには民間保育所、幼稚園、認可外保育所、ベビーシッター、家政婦などということで、広く保育サービスの利用規模というものを日曜祝日に限定してお尋ねした項がございまして、その中でほぼ毎週利用したい、月一、二回利用したいという方の割合がおよそ33パーセントございまして、その関係から子育てプランを策定するときに、地域における子育て支援の推進といった基本方針の中の保育サービスの充実、この中に休日保育事業を前期計画の中にですけれども、日曜日に1か所で検討していくということが位置づけられる、そういうことがありました。これを踏まえて、18年8月に子育て支援課の方で利用意向調査を実施いたしました。当時の利用世帯は、1,228世帯ございまして、回答率は855世帯で69.6パーセントでした。その中で、休日保育事業が必要かという設問につきまして、494世帯の方から必要だ。その他の部分もありましたけれども、あれば利用したい、そういったことを含めて回答者のうちの494世帯、57.8パーセントでありまして、全利用世帯、1,228世帯に対する割合は、約4割こういった休日の事業があれば利用したいを含めて希望があったことから、このたび中央保育所の方で実施する運びとなったものでございます。

斎藤（博）委員

仕事の仕方が多様化しているということもありまして、土日が休みというふうに限らなくなってきているというのは、確かにあるのだらうと思います。日曜日は仕事なのですよというような両親がいるということも事実なのだろうと。そういったことを受けて、アンケート調査に基づいてやっていくというふうを考えて、そういうお話ですけ

れども、最後にお聞きしたいのですけれども、今のその調査、去年のちょうど1年前ぐらいの調査でやったアンケート結果に基づいて、この事業をやっていきたいのだというようなことですが、今後の進め方として、今回中央保育所1か所でやっていくというようなことで始まるというふうに思うのですけれども、子供を預けるということ、仕事をしているという前提で考えると、当然地域的にはいろいろな事情があるわけで、全部の保育所うんぬんとは言わないのですけれども、当然アンケートの中でも小樽市内のどこかに1か所あればいいというような質問ではなくて、やはり身近なところにあってもらいたいというのが、利用者の気持ちではないかということなのです。

そういうふうに考えたときに、中央保育所というのは、それ自体がだめだと言っているわけではないのですけれども、とりあえず真ん中で1か所やってみるかということだと思ってしまうのですけれども、私はこのアンケートに答えた人方の思いとしては、10か所も20か所もということにもならないというのもあると思います。ただ、いろいろなこういう事業をやるときに、日曜日だけ祝日だけ、極端な言い方をすると、これは意地悪で言うようなものでちょっと申しわけないけれども、銭函に住んでいて、銭函の保育所に通っている子供が、日曜日だけ例えば中央保育所に来る。中央保育所が悪いという意味ではなくて、子供の環境としてはやはり相当大変な状況ではないかというふうに思われるわけです。ですから、理想的にはお金の問題を抜きにすると、実際今通っている保育所でやってもらうのが一番いいのしょうけれども、それもどうなのかというふうになると、当然、放課後児童クラブなんかもそうだったので、例えば何か所かで拠点方式でやっていくというようなことも、考えていった。それでもやはり来なかったのです。入船小学校の子供に緑小学校で放課後児童クラブをやりますと言ったって、だれも来ない、現実の問題としては来ない。そういった意味で、アンケートをやって早々に対処したということでは、それはそれで了解いたしますけれども、その結果として今回1か所でやるということについては、アンケートの494世帯のやってほしいという部分には100パーセントではないにしても、十分こたえきれていないのではないのか。これからどうしていこうとするのか。始めた以上は、当然事業としてやっていかなければならないわけですから、そのときに今私が言っているような問題というのは、すぐ発生してくるし、逆に1か所で限定していると、やはり思いと違ってきます。やってもらいたいという人がいたのだけれども、やってはいるのだけれども、ただ中央保育所1か所ではというような部分では、なかなか親の思いと、こたえようとする小樽市の思いが何かミスマッチしてしまうような気もするものですから、今後、今回は8月からですが、中央保育所1か所でやっていくということは、一つの前進だというふうに思うのですけれども、今度どうするのかと、その辺について早急に考え方を示していかなければだめだと私は思うものですから、ぜひその辺についての考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

(福祉) 子育て支援課長

委員がおっしゃるとおり、今私どもが求められている保育ニーズのさまざまな形というのは、形がありそうでなさそうで、一つ一つが身近な問題というふうにとらえてございます。このたび休日保育事業を中央保育所1か所ですというあたりですが、他都市を参考にした中で、やはり1か所若しくは2か所ぐらい、札幌市は除いては、そういう設置になっている。それから定員の状態につきましても、私どもは20名というふうを考えておりますけれども、これもおよそ20名ないし30名ぐらい。少ないところで15名のところとかも多いのですけれども、大体そのぐらいです。今回のアンケート調査で、一応この回答が全体で示すところ4割程度あったのですけれども、日曜祝日も毎回使いたいという利用回数を聞いたときに95世帯ありました。これは全市に聞いておりますので、端から端までの保育所、自分のところの保育所にあったら使うという方の数かなというふうにも思うわけなのですけれども、とりあえず初めての中央保育所1か所ということで、中央保育所の方も利用希望も聞きましたときに、中央保育所だけでも47世帯があるということで、逆に言いますと、この20人の定員がもつのかというのが一つ心配するところがあります。

ただ、大変申しわけないのですけれども、利用者負担ということも求めてまいりますので、本当にやはりやって

みなければわからない。もしかして増えたらという、そういった心配も、実は実施保育所と協議しておりまして、もしかして増えたら、年度の途中でもこの定員についてはある程度拡大していくの検討をしようということで、少しそういう話もした中で、させていただいております。ですからあと限界があるわけですから、そこで20名、増えてきたから30名ということではなくて、今度はどの辺の地域にそういった需要があるのかというようなことも含めてとらえたいというふうには思っています。

斎藤（博）委員

例えば47世帯と先ほどお答えいただいたのですけれども、そうすると、では中央保育所を利用している親もアンケートにお答えしていますので、中央保育所を利用している親だけの情報、データというのはお持ちですか。

（福祉）子育て支援課長

ございます。

斎藤（博）委員

中央保育所を利用している方から見ると、自分の保育所で日曜保育、祝日保育が実施されるというのは、これは先ほども言ったように一番理想的な形だというふうに思っているわけですし、その部分では当然抵抗もなく来るだろうと思います。そこだけで20名になるかもしれないというふうに思わないわけでもないのですけれども、要はあぶれたら定員を見直してもらって、1か所で広げて大きくしたいという考えなのですけれども、私はそうではなくて、地域性の問題として、やはりできるだけ近いところを考えていくということも、これからの課題ではないかというふうに思うのです。ですから、予定で20名だけれども、中央保育所自体、キャパシティーで行くと幾らでも入りますよね。20名、30名なんていう世界ではないわけですが、これは年齢別の制限とかないと思いますから、年齢制限しているのですか。

それにしても、中央保育所で入れていこうと思えば、確かに相当数入るとは思うのですけれども、私は中央保育所での枠の拡大ではなくて、地域性を持って、例えばよく言われている長橋、オタモイ、幸方面とか、それから当然朝里、桜、新光、言ってしまうと、銭函方面を含めて、やはり地域性に対する配慮ということも、ニーズにこたえていくために必要ではないかというふうに思うのですけれども、そこら辺について中央保育所だったら枠の拡大だけだから、年度の途中でもお願いできるというのはわかるのですけれども、こういう事業をやっていけば、当然いろいろな意見が出てくるのは仕方ない部分もありますので、その中の一番大きな部分としては、もう一か所、もう一か所ということになるだろうというふうに思うわけなのです。そこら辺についての考えがあったら、お聞かせいただきたいと思います。

（福祉）子育て支援課長

確かに、先ほども申し上げたとおり、一つ一つの保育所にいろいろな機能がついているのが一番望ましい形だというふうに思います。今回この事業を実施するに当たっては、先ほど冒頭の報告の中でも申し上げたとおり、国の保育対策等の促進事業といったことも一つ制度としてある中で、それに沿った形になるものですから、やり方として、ただ単に人数を増やして人のそういう部分で定員を申請するという方法と、それからもう一か所新たなところで基本分をいただいて加算をつけていただくなどしてやっていく。分かれた方がいいのかどうかという、そういう経費的な問題も、中身的にはありますので、そういうところを見極めながら、場所についても検討してまいりたいと思います。

斎藤（博）委員

そうしたら、今後、場所の問題については検討していくという押さえでよろしいですね。

福祉部長

この休日保育のお話、いろいろお話がありましたけれども、やはり確実に二、三回調査してきた中で、ニーズは高いと。利用したいという希望は高いということはわかっているのですけれども、実際に恐らく利便性からいって、

中央部の保育所でやるのが一番妥当でないかと、スタートで、そういうことで考えてきたのですけれども、私たちもやはり実際にふたを開いてみて、現実希望が高いと、そういった場合に、やはり1か所でいいのか、1か所の増員枠だけで乗り切れるのかどうか。だからあらかじめもう一か所中央地区にも最低限2か所とか、そういうことも考えなければならないのかということは、今回この行き着くまでには、いろいろな想定はしたのです。ただ、やはり休日保育というのは、やはり通常保育と違いまして、特別保育という分野にあるものですから、ある程度どれだけの利用かというのはなかなか読めない部分もありますので、ですから1か所については、今20名で想定はしていますけれども、要するにふたを開いたら、いやいやそうではなかったということも、それは十分視野に入れながら、これは考えていきます。だから、そういった中で定着というか、休日保育というものがあるのだということで、利用者がやはり増えていくと、そういうことは考えられますので、これは今年度の中ですぐ2か所目が対応できるのかどうかというのはちょっとわかりませんが、そういった自体が間違いないということであれば、当然来年度そういう新規にまた増やしていくのか、その部分はしっかり考えていかなければならないというふうに思っております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

吹田委員

年金問題について

今、過去の年金問題について、いろいろと論議されておりまして、国会等で会期も延びてやっているということなのですが、過去の年金の問題について市町村で扱ったことがあって、それについての情動的なものがあるということなのですが、この市町村で扱ったものというのは、具体的にどのような形のものなのか、またそれが期間的にどのくらいか、また実際には、そのものが社会保険庁の方にどのような形で行っているのか、その辺につきましてお聞きしたいと思います。

(市民) 保険年金課長

年金の収入の関係は、印紙でやっていたみたいなのですが、それが平成14年度に国の方でやる事務に変わった。その中で、小樽市としましては、検認の報告事務とか、納付の案内の事務、あとは納付状況の管理事務、このようなものは結果的に廃止されております。それで、先ほども言いましたように、国の専管事務となっておりますので、それ以降の部分につきましては、社会保険庁が責任を持つ。ただ、それ以前の部分につきましても、社会保険庁が原簿を備えて市町村が納付になった部分は、私どもの方から社会保険事務所の方にまだ報告しておりますので、本来はそれに基づいて原簿の方も整理しなければならないと、そういうような状況になってございます。それで、ただ先ほども言いましたように、平成14年度に国の方の事務を移管した際、国の方からは市町村で保管している書類の部分は、保存しなくてもいいような口ぶりの文書が来ていた。ただ、それは探してみたのですが、ちょっと見つかりませんでした。そういうふうな形の部分の話は聞いているのですが、ただ私どもの方の部分は、現在もその部分も14年度に移管になった部分は廃棄してなくて、現在も保管してございます。それで、当然年金の裁定の部分につきましては、社会保険庁の方が責任を持ってやらなければならない。そういうような中で、当然市民の方は、やはりそこら辺の不安が、今、委員がおっしゃいました不安な部分がありますもので、社会保険事務所の方に私の年金記録はどうなっていますかというような形でいって、例えば自分の記録と社会保険事務所を持っている記録が違っていた場合、その方が国民年金保険に入って、小樽が所管していた時期の部分ですと、小樽はたまたま近くに社会保険事務所もありますもので、そこの連携は従来から良好な関係は保っていますので、社会保険事務所の方から、こういうふうに市民の方が来て、自分の年金の記録と社会保険事務所の年金の記録が違うのだけれども、ちょっと被保険者名簿を見てくださいと、そのような形の中で対応して、その部分は被保険者の方に

有利になるような形の中で対応しております。したがって、社会保険事務所の方の部分につきましては、やはり小樽の部分は今社会保険事務所があるというような形の中で、かなり有利というのですか、そのような形の中で対応しておりますし、今後もそういうふうな形の部分の対応、市民の方から問い合わせがあった段階では、そういうふうな従来と同じような中で対応してまいりたいと考えております。

吹田委員

私はこの問題で、社会保険庁がそういう事務的作業についての責任というのは大変大きなものがあるだろうと考えていまして、この責任は、私などは、こういうのは時効のない責任だと考えていますので、そういう部分ではそういうことをきちんとやっていきたいと考えています。

この中で、一応今こちらの方で、国民年金の関係で、そのような社会保険庁に14年度には移管したということなのですが、こういう一応作業的なものについて実際にされた方々というのは、そこで責任者とか、それから担当者とかというのは、それはきちんと名前を確認されていることになっているのですか、こういう事務的なことすべてですけれども、そういうものについて過去にどなたがやったかわからないというような感じがよくあるところでは、ほかにあるのですけれども、こういう市のやっているいわゆる事務作業的なものについては、そこでだれがやったのか、だれがそこできちんと責任をとれる方なのかということで、そういう形のことは通常の事務作業の中ではされているのかどうかということを知りたいのですが、いかがでしょうか。

(市民) 保険年金課長

先ほども言いましたように、平成14年度以前の部分につきましては、当然国の方の機関委任事務というような形の中で、小樽市長の方にそういうふうな事務の部分がありますので、当然、担当者はその国民年金の収納の事務につきましては、当然市の事務だと、そんな認識の中で職務専念義務もございますし、法令遵守義務もございます。そのような中ではきちんとやっていたのではないかと、そのような部分では思っております。

(「名前残っているの」と呼ぶ者あり)

ただ、書類上の部分が、先ほども言いましたように、納付の部分とかは、決裁をとってやっておりますので、ちょっと私は見ていないのですけれども、そのような形の中で送っているという話は伺っておりますので、書類としては残っていると思います。きちんとだれがどういうふうな形で送ったか、その部分は残っていると思います。

吹田委員

国民年金につきましては、私のところでもちょっとしたトラブルがあって、それは何かというと、昔は徴収員が一般の方々から徴収していた。ただし、年金をもらう段階になりましたら、ここが抜けていますという話になりました。ということは、よくよくそれが刑事事件にならなかったというのが何かということですね。温厚な方々が、ないところは払いますという形でやった。けれども、実際は徴収者がインマイポケットしてしまって、そのときは全部皆さんなかったです。そういうようなのがあったというのもありまして、だから、そういう面ではこういう事業につきましては、行政的なところがやるのであれば、すべての責任者が持っていったという形にしなければならぬのかという感じがしまして、その辺がちょっと余談でありますけれども、やはりこれにおきまして、国民年金の問題について小樽においては過去の問題については、きちんとされていることもあると思うし、また万が一の場合は、そういうデータも社会保険庁がしっかりしていなければ、こちらでも確認できることはできますという形のことをはっきりとここで言えるということですね。

(市民) 保険年金課長

先ほども答弁しましたように、書類上は被保険者というような形の名簿の部分は保存しております。ただ14年度以降の部分につきましては、もう国の方に移管している部分、あとそれとそれ以前の納付の部分につきましても、現年度分は市の方でやっていたけれども、例えば過年度分につきましては、社会保険事務所の方に直接納めるというか、そのような体制になっていたもので、私どもの方で持っている被保険者台帳は小樽市だけでなく道内

他都市で保管したところも同じなのですが、現在の中ではもう参考資料の位置づけよりないというような形の部分で、あくまでもその原簿というのは何度も申しますように、社会保険庁の方で本来は市町村から、そういうふうな書類が申達なり上がってきた時点で、きちんと整備しなければならないものだ、という形の部分では考えております。ただ、今納付になっている状況がこういうふうな不明な状態のもので、私どもの方としましては、市民の方に優位になるようにできるだけそういうような形の部分は積極的に本人に情報公開するなり、社会保険事務所の方と折衝しながら対応してまいりたいと考えてございます。

吹田委員

ぜひこれにつきましては、今回の問題で5,000万件よりも恐らくもっとあると思うのですけれども、これが解決した段階まできちんとそういう資料的な部分を適正に保管しておいていただきたいと思います。

生活保護の母子加算について

続きまして、生活保護のことにつきましてお聞きしたいと思います。

ほかの委員の方々もその関係でお話があったと思うのですけれども、今、生活保護の母子加算の部分について廃止するような感じのことで進んでおりますけれども、母子加算というのは、そもそもいつどのようにしてつくられたものなのか、この辺いかがでしょうか。

(福祉)保護課長

母子加算の考え方なのですけれども、制度的には昭和24年に当時生活保護の基準自体が大変低かった。そういうような中で、子育てを母親1人で、父子もありますけれども、するということが大変だと、そういうときに、追加的な用途であるということで創設された、こういうことで母子加算ができたとなっております。

吹田委員

この母子加算ということは、父子であれば、そうはならないという感じなのです。やはりこれは自立の関係で、どうしても不利な立場にあるということで、母子加算というのができたのだらうと思われるのですけれども、今回このような形で皆さんも、実際に生活保護を受給している母子の方々には何かの関係でお邪魔してちょっとした形でやっているけれども、やはりお金のことについてあれしますと、保護費が出てから何かを何百円でも何千円でも払いたいという感じの、いわゆる決して豊かな生活をしているという感じではないと私は考えております。また、こういう豊かな社会の中では、税金的な部分をどのような形で再配分するかという問題だと考えておまして、そういう中では、私は子育て支援の中でも、語弊があるのですけれども、母子の方々のこういう生活保護の今の形から言うと、生活保護という言い方も本当は名前を変えてもらいたいというのが現実でございまして、あまりイメージ的によくない。私にすれば、もっとしっかりとした生活をしていただきながら、また自立・更生に向かってと、そういうものでありまして、この母子加算というのは、廃止の方向に今行っていますけれども、これについては、本来、地方のこういう行政の考え方では、これを国が進めるとのことなのですから、これについては基本的には賛成の立場なのか、それともこれはあった方がいいという立場なのか、どうなのですか。

(福祉)保護課長

先ほども答弁しました昭和24年にこの母子加算という制度ができました。それで、今回平成19年度から3年かけて15歳未満の母子の加算をなくする。今年が初年度に当たるわけなのですけれども、もともと背景にはこういう経済状況の中で、生活保護を受けている方の生活扶助の基準額と、一般母子が生活していく消費額、それがほとんど均衡しているという中で、母子加算をやるといっては、公平の原則に反するのではないかと、そういうような観点から私は母子加算を廃止したと、国の背景があるかと思っています。ただ、それについていいか悪いかという判断は、委員からもお話があったように、あくまでも私どもがやるのは国の法定受託事務ということで、正直言います、この流れに沿って淡々と事務を推し進めると、そういうことでしか私の中ではできないかと思えます。

吹田委員

昔はこの生活保護的な部分については、国のやるものだということで、ほとんどは国の負担になっていました。今は地方もある程度負担しておりますので、そういう面ではやはり地方の実情も含めて、やはりしっかりとした地方自体の考え方も国に伝えながら、こういうものはやっていただきたいというふうな感じがしております。私は決して母子の方々が豊かな生活をしている気もしませんし、またそういう面では、今いろいろな家庭内の子供に対する虐待的な問題も含めて、やはり生活がしっかりしないから、そういう問題が起こる部分もあると私は考えています。ですからそういう言い方では貧すれば鈍するという形で、特別、生活保護だから貧だとは言いませんけれども、そういう部分が非常に大事だと。やはりこういう大きな経済力がある社会の中では、私はそういうものもしっかりと考えられて、そういう面では、非常にそういう部分でものをしっかりと見ておいてあげた方が、やはりいい社会ができるのかと考えていまして、ぜひこの問題については、私はこういう形で動きましたけれども、何とか復活させたいという感じ、思いを持っていますので、これからも市に言ってもだめなら、ほかの方にという形でやっていきたい。また、そういう面では、これから保護課の皆さん方がこういうものも減額されるのは間違いないと思いますから、そういう面ではしっかりとしたケースワーカーの方々が中心になって、母子の方々のバックアップをしていただきたいと、こう考えていますけれども、そこら辺につきましては、どうでしょうか。

(福祉)保護課長

保護世帯のあり方についていろいろお話があったわけで、お金の面から言えば、確かに現在、生活扶助費、国が4分の3負担して小樽市が4分の1と、市の扶助費の負担額も相当大きくなっています。そういう中で、私どもがこの事業をやっていく中で、母子の方についても就労の場、経済的自立を促すというのはやはり生活保護の観点もございまして、就労に向けて取組を進めるとか、そういうことをきちんと適正を図りながら順次進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

吹田委員

その関係で、現在、小樽市内にお住まいの方で母子世帯で乳幼児を抱えていて、保育所等を利用されている方々は、どのくらいの比率又は人数的にいらっしゃるのでしょうか。

(福祉)保護課長

6月1日現在の状況でありますけれども、未就学児のいる母子世帯は約136世帯あります。その中で保育所に入所している世帯は100世帯ということになっています。

吹田委員

通常、乳幼児のいる母子の方々が保護を申請した場合は、基本的に保育所に入れることをある程度条件にしているのか、だから問題は先ほども言ったように、就労することがまず基本となりますけれども、この辺のことにつきまして、自分たちがそういう仕事をしているものですから、保護になるから保育所という感じの話が来るのですが、その辺のことについては、とらえ方というのはどのくらいになるのでしょうか。

(福祉)鉢呂主幹

保護申請の際に、母子世帯で未就学児童がいる世帯について、保育所に入所ということの指導をしているのかということにつきましては、いわゆる稼働能力が母親にあるのかないのか。その際に稼働能力がありますという判定が出た場合、当然就労ということ、働いて収入を得てくださいということにはなります。その際に、働くに当たって、子供がいるという中で、それが就労のためのいわゆる就労阻害要因という、働くために子供がいるのが阻害の要因になるという場合であれば、当然その子供を保育所に預けると、あるいは近くに両親等がいれば預けるということでの就労ができないのかということの話にはなります。その上で、指導というのが入ります。ただ、それはあくまでも保育所に預けることを目的としているのではなくて、母子世帯が自立するために就労をする、働くことで附帯してくるといったら変な言い方なのですが、それに伴って保育所に預けるということも起こり得るということ

であります。

吹田委員

そういう形の動きになっているということですが、ほとんど母子の方で乳幼児を抱えている方は非常に基本的には若い方、いわゆる就労経験も含めて、また例えば日本などは資格制度ということがあって、資格を持っているとある程度仕事にもつけるかという形になるのですけれども、そういう形のものも大変弱い弱な方々が多いのですけれども、私はやはり一つの考え方として、母子で未就学児のいる方は、私は生活保護できちんと生活をしてもらって、そして子供たちが小学校に入るときに、しっかりとしたそういう力をつけて、そして仕事をしてもらって、そして生活保護から離れていただく。私が民生委員もやっているのを見ていますと、生活保護の方々というのはほとんどずっと行くという形です、多くの場合は何となく。やはりそれは、いわゆる就労してもしっかりと収入が得られる形にならないという、いわゆる単純作業とか、そういうものになってしまっていて、だからそういう形では自立にならないといいますが、そういうものがあるものですから、私はかえってそういうときにしっかりとしたものをやって、その後自立していただくと、かえってこういう費用を持たなくて済むのではないかと。また、中途半端な仕事をしていて、何とかとありますけれども、この母子世帯のこういった就労している方々の関係では、月にどの程度の収入を得て生活をしているかというのは、いかがでしょうか。

(福祉)保護課長

先ほど保育所に入所している世帯が100世帯と、そういう中で稼働収入、常用収入といった何らかの収入を得ている世帯が63世帯ありまして、就労の収入額としましては、平均で約6万9,700円ということになっております。

吹田委員

実を言うと、私の方で想定した数字よりは高いと、こう思っているのですけれども、恐らく母子世帯であれば、月の生活する部分というのは恐らく十六、七万円の金額でないかというふうに想定されるのですけれども、そういう中では、私はこれからすべての財政が大変なところにありますから、どこにどういう形でお金をかけて、そしてまた個々の皆さんがどのような形でしっかりと生活できるようになるかと、そういうのはやはりしなければならぬ一番大事なことだと思っていて、そういう面ではこういう生活保護の方々の母親にしっかりと就労していただけるような、そういう仕事の力をつけるための何かそういう施策的なものを、小樽ではどのような形で取り入れてやっているのかと思うのですけれども、これはいかがでしょうか。

福祉部長

今、母子世帯の方に絞ってそういう生活困窮の方の支援等を含めたお話なのですけれども、やはりこういう母子世帯の方がさまざまな事情で、生活が困窮するということで保護申請という状況になる。そういった中で、やはり多くの方は自分たちで保護を受けなくても何とか生活ができないだろうか。けれども、いろいろな相談の中で困難だと、無理だと、そういった中でできれば生活保護は受けたくないのですけれどもという方が多いわけです。そういった中でもいろいろな相談の結果、無理だという中で、何とか生活を守らなければならないということで申請になるのです。ですから、そういった中でまず生活保護の申請があれば、やはりこういう経済的な生活困窮を支援しなければならない。それとやはり母子家庭の方も含めて、生活保護を受けている方、何とか自立した生活ができるようになるかどうかという、そこもあります。ですから、母子世帯の方も基本的にはやはり疾病とか、精神的な病とか、そういうことで働けないという方を除きますと、何とかできるだけ働いて生活を自立できるようにしていきたいという方が多くいるわけです。ですから、そういう方々は乳幼児を抱える母親でも働く、できるだけそういった働ける状況があるのなら、そういった形に結びついて、やはり中に私たちも見ているのですけれども、そういう積み重ねによって、そして最終的に自立して、今後必要としなくなるという方もいるわけです。ですから、やはり全く生活保護に専念していただきたいというお話ですけれども、そういう本人の考え方も十分尊重しながら、できるだけ自立の道を私たちも探っていかなければならない。ですから、私たちも大きな二つの要素を背負いながら、

こういった方々の生活をしっかり支援していくといいますか、そういう形でやっていますので、できるだけそういうことも尊重してやっていきたいというふうに思っています。

吹田委員

これについては、さまざまな意見もありますし、問題については一朝一夕にはいかないと思うのですが、どちらにしても、こういう難しい生活の立場を脱却してもらうというのが一番大事なことです。ぜひこれについてはさまざまな施策も含めて進めていただきたいと思います。

続きまして、子育て支援のことについて質問と思ったのですが、頼んだデータに若干不足な部分がございます。これについては、また次回にやってみたいと思います。

委員長

平成会の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、これより直ちに採決いたします。

当委員会の所管事項の調査は、「市民福祉に関する調査について」とし、閉会中も継続して審査することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。